

第七十一回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第三十三号

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 菅波 茂君

理事 林 義郎君

理事 渡部 恒三君

理事 島本 虎三君

理事 江藤 隆美君

理事 田中 寛君

理事 羽田野忠文君

理事 村田敬次郎君

理事 吉永 治市君

理事 馬場 昇君

理事 津川 武一君

理事 岡本 富夫君

出席国務大臣

国務大臣 (環境庁長官)

出席政府委員

警察庁刑事局保

安部長

環境政務次官

環境庁長官官房

長

環境庁企画調整

局長

環境庁自然保護

局長

通商産業省公害

保安局参事官

運輸大臣官房観

光部長

委員外の出席者

大蔵省主計局主

計官

大蔵省銀行局総

務課長

文部省大学学術
局研究助成課長
厚生大臣官房審
議官

厚生省児童家庭
局障害福祉課長

水産庁漁政部長

水産庁研究開発
部漁場保全課長

通商産業省化学
工業局化学第一
課長

運輸省港湾局機
材課公害対策室
長

海上保安庁警備
救難監

自治省財政局指
導課長

特別委員会調査
室長

手塚 晃君

福田 勉君

金田 伸二君

増満 二郎君

前田 優君

高橋 清君

加藤 勝則君

貞廣 豊君

福原 深君

綿貫 敏行君

補欠選任

森下 元晴君

江藤 隆美君

吉永 治市君

馬場 昇君

中川利三郎君

補欠選任

津川 武一君

同日

中川利三郎君

同日

辞任

江藤 隆美君

森下 元晴君

吉永 治市君

馬場 昇君

岩垂壽喜男君

津川 武一君

木下 元二君

本日の会議に付した案件

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一二二号)

公害対策並びに環境保全に関する件(水俣病問
題)

○佐野委員長 これより会議を開きます。

公害対策並びに環境保全に関する件について調
査を進めます。

水俣病問題に関する各省庁に対する要望事項に
ついて、昨日各省庁から説明を聴取いたしました
が、これに対する質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。林義郎君。

○林義郎委員 昨日の各省からの御説明につきま
して、細部にわたりました質問を行ないたいと思
います。

昨日、また一昨日でありますか、厚生省のほう
から食べられる魚の安全基準につきまして資料の
発表があり、その資料が訂正されるという事態が
ありました。私は、国民の健康を守るためには、
公害対策を、健康を最重点にして進めなければな
らないことは当然のことであるが、同時に、魚と
いうのは、わが国民にとって五二%を占めると
ころの有力なたん白資源であります。魚が安全に
食べられるかどうかというのは、単に公害病問題
だけではない、国民全体の保健、栄養という観点
からしてもたいへんな問題であります。その点に
つきまして、厚生省当局のほうにおいても十分配
慮をして、ひとつ国民にわかりやすいところの発
表をしていただきたい、こう思うのであります。

そこで、まず厚生省当局にお尋ねいたしますけ
れども、魚の種類が限定して出しております。
それ以外の魚につきましてはどうするかという問
題がある。魚というのはあそこ書いてある魚だ
けではない。いろいろな魚のあそこ列挙して
ありますが、概していいならば、あそこ列挙して
ありません。問題となつた水銀汚染
地域においてとれるおもしろい魚を捕らえて
まして、外海でとれるものもあるいは遠洋でとれる
ようなものにつきましては、常識的にいうならば
食べても差しつかえない、私はこう考えておるの
ですが、この辺についてはどういうふうに考えて
おられるのか、まずお尋ねいたします。

○福田政務委員 ただいまお尋ねの件は、厚生省
が水銀の許容基準を発表いたしましたときに、参
考資料としてつけましたいわゆる手引き書の中に
引用いたしました魚の種類及びこれに伴う問題と
いうふうに存じますけれども、これは発表の際、
いわゆる摂取許容量というものが主婦の皆さんあ
るいは消費者の皆さんにわかりやすくするため
に、一応たとえばというところで、これをグラム数
から匹数に置き直してみただけでございます。

この点、非常に誤解を生んでおるようでござい
ますけれども、匹数の問題はさておきまして、種
類でございまして、種類につきましては、
この手引き書の中に一週間の組み合わせのメ
ニューの実例をそれぞれ置いてあります。なおそ
のほかに、栄養士会等とも相談いたしまして標準
献立というのを取り上げておりますが、たまたま
この標準献立の中にありました魚の種類をここに
たとえて持ってきたわけでありまして、必ずしも
この魚がいわゆる含有量の多いとかいうような引
き方ではございません。その点非常に誤解を与え
たことは申しわけありません。したがしまして、
今後これを直ちに訂正いたしまして、当時はこれ

第一類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第三十三号

昭和四十八年六月二十八日

(六六)

は未定稿でございますが、正式なものにいたしましたので誤りのないよういたしたいと存じているわけでございます。したがって、ここに書いてございすのは汚染の濃度とは関係ございせんし、まして、これ以外のものがだいたいようぶだという意味でもありません。また、これの中にもちろんきれいなもの、あるいは濃度の濃いものも入っている。魚の種類は特に自分のほうで限定して書き上げたということではございせん。

○林義委員 たえばノリであります。ノリはいまからシーズンに入るわけでありす。

ノリというのは、いままでの有明海、徳山湾その他の採取状況から見ますと、水銀量の含有量は非常に少ない。ところが、有明海が汚染されている、八代海が汚染されている、したがってあの辺でとれるノリもきわめて危険ではないかということから、ノリの作付もやめたらどうかといううなおそれもあるは出てくるのです。そういった意味で、ノリは、いままでの環境調査の報告によりまして、ほかのものよりもはるかに少ないのですから、非常な栄養源でありますから、どんどん食べてもらったらよろしいし、積極的にそういったものは安全ですということを言われるような、そういうことを直接言うのも厚生省の立場としてどうかと思ひますけれども、そういったような資料を積極的に発表されたらどうか、こう思っております。その辺どうですか。

○福田政府委員 先日、環境庁を中心いたしました対策推進会議で、いわゆる問題九水域の環境調査を実施する、これはすみやかに実施することになつておりますので、それと並行いたしまして産地市場等の検査、これは厚生省ですみやかにやることになつております。その際あわせて検討するということになつております。いづれにいたしましても、そういう黒白をはっきりつける、いいものはいいと早く安心して流通できるように当然措置すべきだと思ひます。その辺を含め考えてまいりたいと思つております。

○林義委員 水俣湾、徳山湾等ではいまだ県段階でいろいろ調査されたデータがあるのです。そのデータがなかなか信頼性がどうか、やはり国のほうでいろいろ調査しなければといううなお話をしようけれども、私は当面の問題としては、ノリの産苗を買入るのはいまごろからでありますから、それがあふないということになりますと、やはりノリのいかだを組む、どうだこうだといううなこともありますから、やはりこの際、いままでの調査をデータにすればこうだという前提をつけておやりになつても私は差しつかえないのじゃないか、こう思ふのです。そこを精密に環境調査しなければわからないという議論はわかるのです。その議論をいたしますと、ノリの中にどのくらい、どういうふうなメカニズムでもって水銀が入つていて、ノリがどのくらいおかされるかという、人体について水俣病を研究するよううな、同じような調査をしなければんとうのことは言えないということでありましようから、私は、データというものはあくまでもデータでありますから、こういつたデータを前提にするならば、いまのようなことが言える。ノリはまずまずのところはだいじょうぶである、こういうことが言えるのではないかと、こういうような発表をされても、私は一つもおかしくないと思ふのですけれども、どんなものでしょう。

○福田説明員 確かに先生おっしゃるように、いままでのデータ、これは環境庁の調査によるものでございすけれども、見ますと、わりあい少ない量で、ノリはほとんど水銀が入っていないような感じでございます。

なおそのほか、地元のはうの県あるいはその他のデータ等があるかと思ひます。これらについては、全部一応データも集めまして、場合によりましては魚種別にそういうものを検討してみたいといううなことも、これはしなければならぬ、そういううなことも含みながら早急に検討してみたいと思ひます。

○林義委員 今回のやつも暫定基準でありますし、あくまでも暫定的な措置でありますから、迅速果敢なる政府の態度が一番必要だと私は思ふのです。お役所ですらなかなか慎重を期せられなければならぬことは当然のことでありす。が、やはりその辺はひとつ踏み切りをしていただくといううなことを私は強く要望をしておきます。

その次に、実は今回のものは、いまも申し上げましたように、ノリの例をとりましてきわめて不安におちいつている、非常に水銀に汚染されているのではないかと、この疑念があるものであります。その疑念を払うことが非常に大切なことである。最初に厚生省で発表されました暫定基準にいたしまして、平均〇・三PPMのものであつたならばアジはこうである、何である、こう書いてある。ところがその辺は翌日の新聞を見ますと、少なくとも大体の新聞においては、平均という字がみな抜けておる。それから、場合によりましてはその注釈をつけたところのものではなくて、アジが十二匹であるとかイカは二・三枚であるとかというだけの数字が出ておつて、ほんとうの厚生省の意図というものは伝わっていない。それで非常に不安になつてきている。私は、こういうものがあつたままの姿だろふと思ふのです。そこで昨日か一日御訂正になつたのだらうと思ひますけれども、これは一つには、やはり報道する側においての情報の欠落とか欠如といううなもの、私は率直に申し上げてあるのだらうと思ふのです。そういう点に関連して、やはりそういううななかなか政府がほんとうに考えているところのものの正確な発表というものが全部、官報でありませんから出せないといううな問題がありす。から、やはりその辺の発表のしかた等について、私は考えていただかなければならぬ問題がたぐさんあるのだらうと思ひます。今回のチツンの判決、それから武内教授の発表、その後一連の事件を通じてみましても、やはりそういう問題が方々に見られるわけでありす。ところが現実には被害がたぐさん出ておる。被害が出ておりま

すのはその当該水域、たとえば水俣湾であるとか、あるいはいろいろ問題がありましたところの大牟田の東洋高圧の排出溝の下であるとか、あるいは日本合成のころの川のものであるとか、あるいは徳山湾であるとか、そういういろいろ問題がある地点以外のところにもいろいろ波及しているのではありません。そこで政府は、漁業者に対するところのつなぎ資金の発表をされたらうと思ひますけれども、このつなぎ資金の融資にあたりまして、どういう形でこれをやっていかれるのかというのを、お尋ねしたいのです。

水俣湾、徳山湾というふうな特定の地域について、相当程度汚染されているようなその地域の漁業者に対処するところのつなぎ資金では、私は足りないと思ひます。それは、いま申し上げましたようないろいろな情報の伝達の欠落といううな問題からして、方々にいろいろ波及しているわけでありす。山口県を例を引まして恐縮でありますけれども、水銀が出てくるのは、徳山湾において徳山曹達か東洋曹達の二つでありす、それが流れておりますのは徳山湾内でありす。ところが徳山湾内の魚については一応問題がある。したがって、そのためのつなぎ融資といううなことは私はどうにもならないだらうと思ふ。実は徳山湾の中ではそうしたことがありす。そうすると、徳山湾の魚だけでは、お隣の富海であるとかあるいは防府であるとか、また宇部であるとか、さらにずっと言うならば、瀬戸内海を徳山から下関のほうまで全部魚はこれはいかぬと、こういう話になつてきています。そういうところの対策はやはり考えていかなくちゃならぬ。地元で聞きますと、山口県というのは水産県であるといううことできわめて知られていて、なぜそういううに魚が売れなくなつたかといふと、魚を出している先が、山口県の魚はあふないからとにかくこれはとめておこうと、こういう話であります。流通機構に乗つて魚というものは売られていくわけでありすから、大阪市場あるいは東京の市場で、山口県の魚はとにかくちよいと押えてお

すのはその当該水域、たとえば水俣湾であるとか、あるいはいろいろ問題がありましたところの大牟田の東洋高圧の排出溝の下であるとか、あるいは日本合成のころの川のものであるとか、あるいは徳山湾であるとか、そういういろいろ問題がある地点以外のところにもいろいろ波及しているのではありません。そこで政府は、漁業者に対するところのつなぎ資金の発表をされたらうと思ひますけれども、このつなぎ資金の融資にあたりまして、どういう形でこれをやっていかれるのかというのを、お尋ねしたいのです。

けという話になりますと、これは徳山のも
のだけではない、その沿岸のものは全部とまる
し、それからさらに言うならば、山口県とれる
魚というのは内海沿岸だけではない、北浦のほう
まで広がるわけでありまして。それも全部とかく
ストップされちゃう、こういうふうなのが実際に
なっている。つなぎ資金でありますから、私
はこの辺は少し弾力的に考えてもらいたい。単に
徳山の水銀、その辺の水銀なんだからそれはつな
ぎ資金というだけでなくて、いま申し上げました
ように、情報の伝達という形で非常に広がった被
害が出てきておるのではありませんか、やはりそ
をひとつ広がりというものを考えてもらわなけれ
ばならないんじゃないかと思うのです。この辺に
ついて政府御当局のほう、どこでやられるか知り
ませんが、どういうふうに考えていられるのか、
御答弁いただきたい。

○増満説明員 お話のつなぎ融資につきましての
貸し付け対象者をどの程度に考えるかという御質
問でございます。この点につきましては、水銀ま
たはPCBの汚染によりまして、漁獲または漁獲
物の販売が困難になったことによりまして収入が
著しく減少し、生活に支障を来している漁業者
等に対して貸し付けるといふことで方針をきめま
して、ただいま各関係県のほうから資料を出して
もらうように手続を進めておるところでございます。
従来の考え方では水俣湾、徳山湾等の直接問
題になっておりますところという考え方ございま
すが、なお実態をよくそういう方針に照らしま
して調べました上で関係省庁とも相談をして検討
してまいりたい、こういうふうに思います。

○林(義)委員 今回のつなぎ資金はこういった問
題が起きたことに伴うところの被害、現実には徳
山湾だけの魚の値段が下がっているわけじゃない
のです。魚価が低落する、暴落する、魚が売れな
くなる、そういった形で被害についてやはりつな
ぎ融資をやるというところなんでありまして、一
つはやはり生活補償的な問題があると思うのです。

漁業者にとりましましたら、ある日突然に何か発表さ
れてどこか出ていられないかというところで、全然お
れのところ関係ないけれども魚が売れなくなった
というところは、これは私は天災以上のショックだ
と思うのです。天災以上のショックでしよう。天
災でしたら、自分のところに暴風雨があり、がけ
くずれがあっても、天災だからしょうがないわと
いうふうな印象も受ける。ところがそういった天
災ではなくて人災である。どこかの工場から流れ
出ていることは明らかである。そういったものが
影響してきたのですから、全くどこかに訴えた
い、どこかからもらいたいというのは当然の気持
ちだろうと思うのです。そういった気持ちを察し
て私は対策を講じてもらいたい。申し上げますけ
れども、あくまでもつなぎ資金であり、生活補償的
なものですから、当面対策で私はいいと思うので
す。一人に百万円も五百万円も貸す必要は全然な
い。私は、マキシマム五十万円政府が貸される
という話でありましたが、五十万円も貸せば当然私
はいいと思えます。やはりそういった生活補償的
な、あるいは漁業経営補償的な意味での融資であ
るといふことで、できるだけ広くやっていただく
ということが私は当を得た措置ではないかと思
います。

山口県の話を上上げて恐縮でありますけれども、瀬戸内海沿岸のみならず北浦のほうも御
検討いただきたい。農林大臣がおられれば私は申
し上げたいのですけれども、農林大臣は島根県な
んです。島根県のほうにも実はときどきそういう
ふうな話があるのです。そういうふうなことを考
えてやっていただくのがほんとうの政治というも
のではないだろうか、こういうことを私にとり
かかっているものでございまして、事務当局で御
検討されました上で、ぜひ大臣の御裁断を仰いで
できるだけ広く行なわれる——広く厚くということ
が一番いいでしょうけれども、その辺は広く薄く
でもいいから金を融資をしていただくことが必要
だろうと私は思います。こういった見解につきま
して水産庁が大蔵省、どういうふうにお考えにな

りますか。

○増満説明員 現地の実情をよく調べまして検討
させていただきます。

○林(義)委員 いまの問題は横の広がり、同じ漁
業者の中の広がりでありまして、縦の広がりとい
うか、関連の事業者の問題があります。漁業者に
対するところの融資につきましては発表されまし
たけれども、関連業者に対するところの融資は新
聞でべん拝見いたしました。一昨日の本会議で
質問したらまだ検討中であるというふうなお話で
あります。一体、大体どの程度の金額を目安にし
てどういった形でお出しになるということであ
るのか、政府のほうの御見解を承りた
い。

○増満説明員 お答えいたします。

鮮魚商等のつなぎ融資の問題でございますが、
漁業者につきましてはつなぎ融資、先ほど申し上
げましたけれども、これを十分配慮いたしまし
て、これと同様の措置が講じられますように関係
省庁、通産省等にもお願いをし、大蔵省のほうと
相談していただくように目下検討しておるところ
でございます。

○林(義)委員 大蔵省おられますが、大体いつご
ろにめどがつけられるのか、もしおわかりでした
ら御答弁いただきたいと思います。

○徳田説明員 お答えいたします。

水銀、PCBに起因する水質汚染によりまして
漁獲に著しい支障を来しておる水域で漁獲され
た魚介類を扱っている中小企業のうち、売り上げ
高が著しく減少している業者に対しては、国
民金融公庫に対してとりあえず現行制度のも
とにおいてつなぎ融資に入るように、また返済が
困難な者に対してはこれまた据え置き期間ある
いは返済期間の延長をするように処置をとったこ
ろでございます。先生御指摘の漁業者に準じた特
別措置を行なう、こういう点につきましては、た
だいまの答弁にもございましたように、関係省庁
と鋭意詰めているところでございまして、一兩日
中に結論を得たい、このように考えております。

○林(義)委員 いまの御答弁だと、とりあえずは
国民金融公庫を使ってこういった魚価の低落につ
いての融資を行なう、こういうふうなお話であ
りますが、私はこの問題もやはり相当広く考えて
いただいてもいい、国民金融公庫の性格からいた
しとしても生業的な資金を出すところであり
ますから、私は相当広く考えていただいてもいい
だろうと思うのです。たしか熊本に行つたとき
だと思いましたが、熊本県の旅館組合から御陳
情がありまして——水俣でしたか、水俣か何
か、水俣というところにはお客さんがもう来な
くなった。一つには、早く水俣病という名前を
覚えてくれ、そうでない旅館の営業がでなくな
る、こういう話であります。それから旅館の営
業ができなくなる。それから魚が売れなくなる。
それから有明海の沿岸では魚の立ち売りをし
ているから、魚の立ち売りについて生活融資を
してもらいたい。それから旅館の関係で、旅館
の芸能もひとつやってみてほしい。何とかか
、こうなのです。私はこういったものは、い
ずれにしてもどこまでやるかということになり
ますと非常にむずかしい議論がほとんどある
のだらうと思えます。あるのだらうと思いま
す。あるのだらうと思えますが、いろいろな
事態に対して生活補給という生活補償とい
うような考え方というものは国民金融公庫
の中にあるわけでありまして、そういった観点
でわくと幅広く融資先対象というものを考
えてもらいたい。水俣だからいいとか有明海
の橋湾のほうに面しているからどうい
うことではないか、こう思うのであります。こ
ういふふうな考え方は、一体どういふふう
にお考えになりますか。私の考え方はおかし
い、もう少し厳密にやるべきであるというふう
な考えかどうか、その辺についてお尋ねいた
します。

○徳田説明員 お答えいたします。

ただいま一兩日中に検討を急いでと申し上げ
ました漁業者に準じます特別措置につきま
しては、

実は商工組合中央金庫それから中小企業金融公庫、国民金融公庫、この三つを通じて行なうことを検討しているわけでございます。ただ、こういう特別措置につきましても当然漁業者との関連もございまして、いろいろな対象につきましても必要な制限を加えられることになると思ひますが、ただ私が先ほど前段に申し上げました国民金融公庫を通じて一般的な融資につきましても、先生御指摘のような幅の広い業種につきましても必要な融資を行なうように十分に指導したい、このように考えております。

○林(義)委員 そういたしますと、漁業者につきましても一つの形で資金を流していく。関連事業者については国民金融公庫で一般的な融資のものをやる。それから漁業者に準ずるものがある、大体そういうふうな形でやるのですか。それとも漁業者につきましても、水俣病によって被害を受けたものを中心にしてやる、それから漁業者の中でも非常に幅広いのところの融資をするというふうな形で、こう分けてやられるのですか。それとも漁業者は一本、関連事業者は二本立て、こういう形でおやりになるのですか、どちらですか。

○前田説明員 お答えいたします。漁業者の関係につきましては、一般的にはいわゆる農林漁業金融公庫で経営安定資金、これは五分資金でございますが、これが出る窓口が開かれております。したがって、先生御指摘の、いわゆる問題になりました水域並びにその周辺の問題につきましては、先ほど私どもの部長のほうからお答えいたしましたとおりでございます。あと、その周辺の範囲をどの程度まで押えるのかという問題につきましては、いわゆる現地のほうと十分よく検討いたしましてとお答え申し上げたわけでございます。その他の一般の漁業者の方につきましても、いま申し上げました農林漁業金融公庫の資金の活用ということが適切であろうかと考えております。

○林(義)委員 私は、昨日の御説明をちょっと聞き漏らしたのですが、明水園の国への移管、充実

という問題が出ております。あそこに国立水俣病研究センター、緊急診断センターをつくるというふうな話もありますが、これはどういうふうな形で実現をされているのか。国に移管をされるのか、それから新しい研究所というふうな形で整理統合されるのか、どういうふうな方針になっておりますのか、御答弁ください。

○金田説明員 お答えいたします。ただいまの水俣病の診断治療センターの問題につきましても、環境庁におきまして専門家会議を設けて検討されているというふうな何ってあります。ただ、関連してお話のございました明水園につきましても、これは児童福祉施設でございますが、重症心身障害児施設として設立された施設でございます。水俣市が設置をいたしておるといふことで、その経営を社会福祉法人明水園に委託しておる、こういうことでございます。私どももいたしましては、施設ができましたが昨年の十二月でございます、開所してまだ間もないというふうなことで、その運営について今後十分見守っていきたいと思っておりますけれども、その運営につきましても、児童福祉施設でございますけれども医療機関でございます、基本的には医療費で運営が行なわれておるわけでございますけれども、そのほかに重症施設ということで、特別に重症児指導費というものが運営費として加算されておるわけでございまして、この金額が児童一人当たり月額三万九千円というものが医療費の上に積みまされて、その運営費の助成を行なっておるというふうなことでございまして、私どもとしては、今後ともこの重症施設につきましても、その運営費の重症児への増額ということに対してまいりたいと考えておるわけでございます。

○林(義)委員 ということは、逆にいうと国への移管はしない、こういうことですか。

○金田説明員 私どもとしては、当面そういうことでなくて、水俣市あるいは県とも協力をして、現在のままの形で運営というものを国として

は助成してまいりたい、こういうことでございします。

○林(義)委員 わかりました。この辺は問題点です。一応の御答弁を聞いてから、あとまた詰めたと思います。けつこうです。

水俣湾内の水銀への早期処理というものを促進しなければならぬ。確かにあの海はよごれていて、水銀も相当たまっていくようでありまして、早急な処理対策をしなければなりません。漁獲も自衛的な制限によってやられていくこととありますから、その補償措置もさることながら、水俣港というものをこれからどうしていくのかというところで、公式的なお話になれば、環境基準を設定して、調査をしてどこからどこまでをやっている話であります。私はそういうことと比べて、とにかく締め切りをするのか埋立てをするのか、やはり基本問題をきめないとけないのだらうと思うのです。そういう点につきましても運輸省のほうではどういうふうな考えをおられるのか、お尋ねしたいと思います。

あわせてお尋ねをしておきますが、この水俣港の埋め立てなり締め切りというのは、この十二月末までというふうな話があったり、あるいは年度中にというふうな話があったり、それからまた少し延びるのだというふうないろいろな話が出てくるようにあります。これは政府当局としてすぐに御答弁できないというの、こういう港湾です。事業は果てるといふことですから、やはりこれは御答弁できないのかもしれないが、やはりこれだけ問題になっているときですから、国がいろいろな援助をしてあげたり何かいたしまして、やはりほとんど国が全面的な支援のもとに、できるだけ早くあつたを締め切るか埋立てをするか、やるべきだろと思うのです。そういう意味で、やはりそのためにはタイムターゲットをつくっておく必要があるのではないかと思ふのです。それに向かつてがむしやらに邁進していただくと外方法はない、こう思ふのです。それでないといふいろいろなことをいったら、あちらで引つか

かった、こちらで引つかかったというのでは、いつまでも埋め立てができないのではないかと私は思ふのです。そういう意味で、最終時期はいつごろに置いてやられるのですか、これを御答弁いただきたいと思ひます。

○加藤説明員 御質問の中にもありましたように、底質の除去基準がまだきまつておりませんので、処理する範囲がまだわかりません。この範囲がきまれば、締め切りをするか、埋め立てをするか、あるいはしゅんせつをするかというふうなことを具体的に詰めていくわけなんです。やはり二次公害をできるだけ避けたいという意味で、しゅんせつを少なくして、締め切りとか埋め立てというものを大規模なものにするほうが安全であろうというふうに一応考えております。

それから、御指摘のように一応工程計画は立てておりまして、努力目標としましては年内にいろいろな二次公害を起さない工事とか、そういうものを準備を終わりました、終わら次第着工したいというふうな考えをしております。

○林(義)委員 着工は四十八年度にはできる、こういうことでございしますか。

○加藤説明員 着工は四十八年度中にやろうという目標でございしております。それから、大規模な工事であるから国が全面的に支援しろというお話でございますが、私どももそのつもりで、どうやら県が一番仕事が多くて、いろいろと相談をして詰めております。たとえば技術者を派遣するとかあるいは受託するとか、いろいろな手段があると思ひますが、どういった形が一番この仕事をうまくやるのかというところを、具体的に相談している段階でございます。

○林(義)委員 水俣湾の水銀は深いところは二十メートルくらいでありますから、その問題はなんだろうと思ひますが、もう一つ私がたいへんな問題になると思ひますのは、徳山湾の問題であります。やはりあそこにも相当に水銀がたまっております。

それから、海底のヘドロの除去も技術的になかなかむずかしいんじゃないかと思ひます。徳山湾につきましては、いまのところどういうふうな計画でどういうふうな処理をしようかと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○加藤説明員 四十五年の一斉点検の結果では、それほど底質の中に含有量がなかったというふうなこと、除去基準がまだきまつていないというふうなことで、具体的に除去対策はまだ計画されておませんが、今度の環境庁の再点検によりまして、結果が判明し次第、計画を立てて対策を考へるということにならうかと思ひます。

○林(義)委員 そうしますと、徳山湾の問題については、いまから環境調査をやつて、底質の基準ができて、それから埋め立ての問題を考へていく、こういうことですか。

○加藤説明員 仰せのとおりであります。

○林(義)委員 そういたしますと、徳山湾内では相当魚が汚染をしているということでありまして、やはりこれも相当急いで実策を立てていただかなければならない。

私は、基本として考へるべきなのは、魚に対する不安を早く除くということが必要だと思ひます。県のはうでも調べておられますし、そのデータを全面的に信頼するのはなかなかむずかしいという話があるのかもしれませんが、やはり一応のデータでありますから、そのデータをもとにしていろいろな計算をする。データが出てきてからということでなくて、やはり方は、あるデータがある、これだとたとえば一・五というデータが出た、そのときにはこうしよう、それから三と出たときにはこうしようというふうな、大体同じようなアプローチというふうなもの、私は近代科学のもとにおいてはできるんだらうと思ひます。したがって、データが出たらすぐに、こういう状況ならばこうします、こういう状況ならばこうしますというふうな大体のことは、私は言えるだらうと思ひます。データが〇・一 PPM 底質で違つたところで、私はたいした差はない

んだらうと思ひます。やはり方、工法のほうとしましては、そういう意味で早くやつていただきたい。そうしませんが、やはり徳山湾のような問題は、はつきり申し上げてなかなか解決しない。これはひとつお願いしておきます。

それと同時に、徳山湾のようなどころにつきましては、漁業はどういうふうな形でやられるのか。自主的な操業停止という形でこれからは指導していつてやられるのか、ほつておくのか。今度は県がやるのかもしませんが、徳山湾における漁業はこれからどういうふうな指導されるおつもりなのか、この点についての水産庁当局的御見解を賜りたいと思ひます。

○前田説明員 お答えいたします。徳山湾内の魚介類につきましては、先生御指摘のとおり、県が調査いたしました資料はある程度ございしますが、いわゆるメッシュを引きましての調査という形ではございせんものから、あらためて国も調査をするという段階になつておるわけでございします。なお、現在の漁獲の状況につきましては、県からいろいろ問い合わせ等もございまして、県が現在漁業組合と話し合ひをいたしまして、自主的な操業停止というふうな形で対処しておるわけでございします。

○加藤説明員 徳山湾の汚泥処理対策につきましては、いま先生御指摘のとおり、港湾管理者のほうでも対策を立てなければいかぬということと準備に入つておまして、再三にわたつて私どものほうにいろいろと相談を参つておりますので、いま具体的に検討を進めておる段階でございします。

○林(義)委員 最後にお尋ねいたしますが、熊本でもそうであります、水俣病の患者の認定につきまして何が足りないかといへば、医者の診断をするところの問題ではない、むしろそれまでのいろいろなデータを分析し解析し、データを備へるところの人手が不足をしている。さらに、いろいろな機械設備が足りないということがいわれてゐるのです。いろいろな検査をいたしますにあたりまして、原子吸光法というふうな新しい方式で

いまやられておるわけでありまして。ところが、話を聞きますと、これでやると頼んでから二カ月も三カ月もかかるというふうな話なんです。

ところで、各県ともその機械を備へてつきたいというのですが、これは原子吸光法でありまして、原子力規制法の関係での審査が必要である、こんな話であります。機械を一台買つていたしまして、その辺でたいへん時間がかかる。県当局で早く機械を買つてやりたいというふうな話でありまして、すけれども、原子力安全というふうな観点でやられてゐる。こういうふうなことでありますが、私は、このガスクロマトグラフィというものはすでに一般化した機械です、その放射線の影響というものは十分に審査されているのでありまして、つくつてくるメーカーが一台一台別の機械をつくるわけではないと思ひます。同じような機械をメーカーがつくつてゐるのですから、こういったものは少し審査手続も早急にして、できる必要がある。それでないと、わあわあ騒いでおつてなかなか資料が整いませんとかどうだとかいう話でありますから、この辺につきまして政府一体としての努力がやはり必要だらうと私は思ひます。

この辺につきましてどういうふうな考へておられるのか、もしおわかりでございましたらば御答弁いただきたいのと、先ほど来のいろいろお話によりますと、県の数字あるいは各省の数字が、それぞれ目的の違つた調査でありますから、実際に自分のところではやらなければ、なかなか自分のところでもやるものについてはノーとかイエスとか言えない、こういうふうな話のようでありまして。県のやつた調査もいろいろとデータのとり方が違つたかというふうな問題があります。やはり環境調査というものは、私は、政府も地方自治体も一体になつてやつていかなければならない問題だと思ひます。また、それぞれの目的に従つて調査をされるのですが、やはり調査をするときにはたいへんに金がかかる。同じ調査を二へんも三へんも繰り返す必要はないと私は思ひます。調査全

体についての相当広いプログラムをつくられてこれを進められなければならない。今回、水俣病に有明海また熊本県に参りまして、私はその点を非常に痛感したのであります。山口県でも実は同じような問題がある。非常にセクトになつてゐるという感じが私は非常にしているのではありません。しかしながら、やはり目的は、国民の健康に最大限に重点を置いて公害対策を進めようということでありまして、その観点に立つてやる調査において、あそここの調査はどうだこうだということではないだらうと思ひます。そういう意味で、調査につきましても各省ばらばらにやるということでなくて、せつかく水産庁でやられるならば、ついでに通産省のほうの調査もあるいは環境庁の調査も、県の調査も、一緒にやつてまとめていくということをこれからやつていただかなければならない。それでないとどうもばらばらの調査になつてゐるというふうな感じがするわけであります。

この二つの問題につきまして、政府当局のほうから御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○船後政府委員 まず、今回計画いたしております調査でございしますが、大きく分けて環境調査と健康調査に分かれるわけであります。

環境調査のほうは、水銀その他重金属及び PCB、この機会にございしますので、およそ危険性の考へられますものにつきては、これを水質、底質、魚介類、さらにプランクトンといったようなものにつきては、全国的な規模で調査いたしたいと考へております。それにつきては、当然各省庁で分担して実施するわけでございまして、環境庁、厚生省、水産庁、建設省等の役所が当たるわけでございしますが、これはもうすでにそのような総合的な観点から、どの地区にどのような検体数をとつて、いつごろの時期までに調査を完了するかというのを各省庁統一した計画をつくつておるわけでございします。

このような環境調査の結果をいたしまして、環境の汚染がかなり進んでおまして、人の健康に

危険がある、このように判断される地域につきましては、健康調査に入るわけでございますが、この点は、いずれにいたしましても環境調査の結果を見なければ、現在のところどの程度の地域が該当するか判断が付きません。ただ、八代海及び今回の熊大報告におきまして指摘されました有明海につきましては、現に人の健康が問題になっておるわけでございますから、これらの地域につきましては、沿岸の漁民を対象といたしまして、広範な健康調査を実施することといたしております。これらは環境調査から健康調査に至るまで、いずれも総合的に一貫性を持った調査でございます。分担保はそれぞれの省庁が行いますが、計画はすべて統一いたしておるものでございます。それから、次に測定能力あるいは審査能力の問題でございます。

環境調査につきましては、これは対象が魚介類であれ底質であれ、いずれも検体といたしまして、水銀でございまして原子吸光等の方法を用いて行なうわけでございますが、この測定能力、これは各県が持っております農林あるいは衛生関係の試験場はもとより、地元大学あるいは民間の検査能力、これらを動員いたしまして調査いたすわけでございます。なお県等におきまして検査器具等の不足がございすれば、これは各県と相談いたしまして対処いたしてまいりたいと考えております。

それから健康調査のほうにつきましては、特に審査の問題でございますが、このほうは特別措置法に基づくところの認定審査の仕事と、それから疫学的調査としての健康調査と、いずれも調査の内容が異なるわけでございます。認定審査のほうには、現に熊本、鹿児島両県でかなり多数の認定申請患者が滞留いたしております。このほうの隘路は、何と申しましても水俣病という特殊な病気を診断するにつきましては専門的な知識を要するのみならず、内科、眼科、耳鼻科等の各科の総合的な判断を要しまして、一人の患者を診断するには相当の時間がかかるという問題がございします。

で、ただ単に機械をふやすというだけでは解決が付きません。したがって、この認定審査を促進いたしますためには、何とかして専門の知識を持った方をこのほうにできるだけ充当する措置をとらなければならぬと、具体的な手段は、現在地元におきまして大学等と協議して対策を練っておるところでございます。

○林義委員 先ほど最後にと申し上げましたが、熊本でお話を聞きまして、医者がなかなかたいへんという話を申し上げたのです。診断をするのに耳鼻科もあるし、神経科もあるし、内科もあるし、いろいろだろうという話をしたところ、あそこ審査会長をしてもらえ武内さんから話がありましたのは、医者の数もさることながら、それをするところのデータを整理するのに実は人が足りない。また機械器具等が足りない。いろいろの実験分析の用具が足りない。こういうふうな陳情があったのです。そのことを実は私は申し上げたのです。そういうことになってはいるのかどうか。私も実はいろいろのものを聞いてきたわけでありましたが、もしもそういうことがあれば、私はよく調査していただきたい、これをお願いしたいと思ひます。環境庁のほうではいかがでしょう。

○船後政府委員 認定申請患者の審査を促進するためにどこに隘路があるかという問題を突きとめねばならぬわけでございまして、現在私も現地の県、市及び大学にその点をお願いしておるわけでございます。

〔委員長退席、菅波委員長代理着席〕問題は患者の生活歴、職業歴、いわゆる水銀に対する暴露歴でございますが、このような点を調べますのは大体行政官の職員でございます。それから、実際に患者を診察するあるいは検査をするのはお医者さん、あるいはその他審査器具の取り扱い技術者の問題、さらにそういったデータを整理するということになるかと思ひます。

が、それぞれにつきましてどこに隘路があるのか、これは早急に確かめまして、できるだけ措置を打ちたいと考えておる次第でございます。

○菅波委員長代理 島本虎三君。

○島本委員 各省庁の皆さんにまず私が個々に質問してまいります。

その前に、何ら罪も責任もない漁民が休業している、加害者たる企業がフル操業を続けている。このような姿が異様に映らなかったほどにいままでは政治の良心が麻痺しておったんだ。そして汚染魚として工場が買い上げる。食べられない魚をとるのはもう漁業ではないし、それをやるのは漁民ではないんだ。あたかも香港フラワー、造花に水をやるようなもので、こんなばかげた話があるか、これが漁民のことばなんです。そのような漁民対策を融資だけでお茶を濁してはならないし、同時に貧しい漁民に対して借金をしていることは政治でも行政でもない、これがいまの実態であります。それをもとにして今後やはりその救済策が当然考えられておるはずだ、こう思うわけがあります。したがって私は、もう休漁を余儀なくされてるこういうような漁民の人、そして魚価の低落を余儀なく押しつけられてる漁業関係の人、こういうような人たちの経済的な損失に対する補償措置、そういうようなものが一番いまや大事な段階になってまいりました。その窮状をやはり救済しなければならぬわけでありまして、これが全般に通じますところの一つの私の基本的な考え方であります。

したがって、まず通産省のほうにこれを聞くのでありますけれども、環境庁長官おられますか。――まだですか。いや、あとでやりますから長官いますから来なくてもいいです。こういうような状態ですから各省の、ことに通産省の皆さんはいままで何言を左右にしてやってまいりました。水俣の場合は十七年の間公害排出企業をいわず守ってきたわけでありまして、今後はこういうような業者擁護の姿勢はきびしい批判の前に改めなければなりません。したがって通産省、今度第

三水俣病、これが発表されましたが、汚染源の徹底究明、これは皆さんすべての人の答弁であります。しかし違反企業に対してはすみやかにこれを操業停止、こういうような措置をとるつもりなのかどうなのか。いままでも同じように指導する、まだこういうような考えなのかどうか。電力、給水、こういうようなものの停止はそれぞれ通産省並びに地方都道府県段階でできるはずでありますから、そういうような規制さえも今後は考えてやるのかどうか。通産省のこれに対する基本的な態度を伺います。

○田中（芳）政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、私もいたしましては、たいへん重大な事態の発生しておりますことについて深く責任を感じておるところでございます。

このような公害企業に対しての通産省の指導の姿勢でございますが、私も公害を発生することのないように今後とも全力をあげて企業の指導厳格化を期してまいりたいと考えております。

現実には違反企業に対してどのような措置をとるかという御指摘でございますが、種々問題になっております企業につきましては水質汚濁防止法等に定めます基準を現在守っております形でございします。これらの問題につきましては違反事実があれば、現在法律的には都道府県知事に施設の改善命令あるいは操業停止命令がゆだねられておる現状でございます。したがって私もいたしましてはこうした都道府県の意向も十分徴しながら地方公共団体と一体的に指導を厳格にやってまいりたい、このように考えております。

○島本委員 重大であります。もうすでに違反企業が出て、それに対する徹底的な一つの手段と通産省はとれない、依然として指導しているとする、そしてそういうような事態になっている企業に対しては自分の責任じゃない、都道府県の責任である、そういうような態度では公害撲滅にはなりません。まず企業の姿勢が悪い。ためです、そういう態度では、第四、第五の水俣病も当然出ます。環境庁長官を呼んでもらいます。通産

省は、依然として指導する、その指導のもとにいままで十七年間こういうふうにして公害を排出してきたんじゃないか。こうなっても依然として排出基準を守っていくような指導をしていく、こんな態度で一体公害の撲滅ができると思うのですか。通産省の態度は悪い。

○田中(芳)政府委員 ただいま法律的な形、仕組みを申し上げました。あるいは非常に誤解をいただいたかと思いますが、私ももといたしまして、こうした都道府県と十分連絡をとりながら厳正な指導をしてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○島本委員 もう一回ちょっと。公害事犯には加害者と被害者しかないのです。いま通産省は加害者擁護をしようとしているのです。そんなんじゃないんです。もうこれは答弁要りません。

安全性を究明するために立ち入り検査ということに対してはやはり都道府県に十分要請して協力させるように通産省はしているのですか、してないのですか。

○田中(芳)政府委員 安全性ということにつきましては御質問の趣旨を的確につかみかねたわけでございますが、私ももといたしまして環境庁とも連絡をとり、かつ都道府県とも連絡をとり、企業に十分それを順守するよう指導をいたしておるところでございます。

○島本委員 安全性を究明するために要請があるならば立ち入り検査を進んで協力させるように指導しているのかしてないかというのです。的確に答えてください。

○田中(芳)政府委員 指導をいたしておるところでございます。

○島本委員 三井東庄では逆に、日本学術会議の学者、かつてここで参考意見をわれわれが聴取したそういう人でも一定の場所まで連れていくのです。いま問題になっている三井東庄です。どうしてこういうようなのを皆さん指導してやらぬのですか。それで公害なんかなくすることができ

きると思いませんか。企業の態度が悪いのですから。通産省の態度はなおさら悪い。

それと同時に、企業の情報交換と公開、こういうようなものをさせて、少なくとも何をいつしているのか、どこに排出があるのか、その工程については一切秘密をなくすることが、今後工場としても、公害を出さない、大衆の前にはつきりさせる、そのきめ手になると思うのです。企業の情報交換並びにこの秘密をなくするための公開、これに対して通産省はよろしくご

いますか、こういうふうにご指導しますか、指導しませんか。

○田中(芳)政府委員 ただいま御指摘になりましたような生産品目であるとかあるいは公害処理施設、排水口の位置等につきましては、当然、企業といたしまして地元住民にも公開すべきものであります。私ももとそのように指導をいたしてきておるところでございます。

ただ、生産工程の中の技術面に、国際的な意味で特許等がございます場合は、そうした国際的制約がございまして、

しかし、これにつきましても、そうした制約の範囲をのける限りは、できるだけ企業としてこれを公開すべきものとわれわれは考えております。その面でも今後とも強く指導をしてまいりたいと思っております。

○島本委員 まだまだ、これは国際的であるというふうなことはもとに隠そうとするのです。何をつくっているのか、どういう工程でやっているのか、排出口は何本どこを通過しているのか、それくらいはつきり公開させないといけません。

もうすでに県知事も知らない排出口ができておったというこの事実、知らないのは通産省だけ。住民によってこれはつきりあばかれた例があるじゃないですか。したがって、いまやもうすでに情報交換によって企業の工程は公開させるべきです。これを通産省が指導できないようであつたら、第四、第五の水俣病は必ず出る。黙っていても出るのですけれども、今後続々と出るこ

とは皆さんの態度によってつきりする。まことに遺憾です。しかし、これはもう当然やるべきです。これをやらなければ、何をつくっているのか、どういうものを出しているのかわからないのです。どこかへ行ったならばこれはわかるというようになせしないのですか。環境庁でもいい。通産省は隠しに隠しているのです。こういうようなことはだめです。もう一回これに対する的確な答弁を求めます。

○田中(芳)政府委員 御指摘になりましたような事項、隠し排水口があつたということはまことに遺憾でございます。私ももとそういうものにつきましましては、当然企業が地域住民にも公開あるいは情報を与えるべきである、こういうことで強く企業を指導してまいります。

○島本委員 水産庁、この有明湾に面して、そうして汚染企業を持たない佐賀や長崎、その方面にも漁業被害は、当然魚価の低落その他によって受けているわけですから、企業はそれに対してある程度補償措置を講じているように思われますが、魚価の低落の対策、その生業の補償の対策——直接この当たる企業を持たない、こういうような場合の対策は、通産省、農林省、十分考えておりますか。

○前田説明員 お答えいたします。

有明海におきましますところの佐賀、長崎等、直接に企業は持つてはおりませんけれども、水域が一体となつておりますので、汚染源がはつきりいたしますれば、当然有明海におきましてはその汚染源に対して求償という形になる前提のもとに、私どもは県の水産試験場並びに県をそのような形で指導している次第でございます。

○島本委員 そのために被害を受けておる日本全国の漁業関係者に対してはどういうふうにしておりますか。

○前田説明員 先般発表になりました第三水俣病の問題から全国的な魚価の低落を来たしておるわけでございます。とりあえず私ももといたしましては、一般的には、農林漁業金融公庫の経営安定

資金ということで急場をつなぐという姿勢でやつておりますし、なおかつ、汚染の激しいその影響を受けたところにつきましましては、いわゆる天災融資法に準じた緊急融資という形で対処していきたいということで進めているわけでございます。ただ、全般的な問題になってまいりますと、なかなか手の打ち方もむずかしいわけでございますけれども、直接影響があつたところ、またその周辺の問題等につきましては、いま申し上げたような形で対処しているわけでございますが、北海道または沖縄に至るまで影響を受けておりますことにつきましては、今後十分また検討を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○島本委員 これは全般に及ぶのでありまして、この辺の対策は行政的にも十分考えないとだめなんでしょう。

それと同時に、一貫性のないような指導であつてはならないと思つてます。いま環境庁長官も、水銀を使うことを今後やめさせて、隔膜法に切りかえる。その年次も、五十年に極力ということば。極力じゃないんだ、「までに絶対」でないことばなんです。これも通産省の横やりで極力ということばを入れてしまつて、もうすでに大手メーカーあたりでも、それまではできませんよということばを新聞に堂々といわせているのです。なぜ極力ということばを入れるんですか。なぜ、絶対にそれまで変えさせないのですか。この辺は問題なんです。

またそれと同時に、同じ通産省の中でも統一がとれていないじゃないか。東洋曹達では、苛性ソーダに対する設備の増設に対して、第四槽というんですか、その許可願いが出されている。一方これをやめさせるといふのに、一方これをやる、これをまた審議している、こういう一貫性のない態度は、これはやはり内閣の姿勢の問題だと思つてますから、そういう点については、長官、もうやめさせるといふなら、そういうような願いが出た場合には取り上げない、こういうふうにして、これはしつかり、一本の姿でこれに当たらないければ

ならないのじゃありませんか。そういうようなことは私は望ましくないと。長官の意見を伺います。

○三木国務大臣 東洋曹達のお話でありまして、通産省の政府委員から事情を徴しましたところ、そういう希望が一時あつたけれども、いまはそういうことはいないということでございます。

○島本委員 そういうようなことに対してやはりき然たる態度で、一たんもう環境庁長官が総力をあげてそれほど決定したということに対して反対の動きなんか出るようなことは絶対ないようにしてもらいたい。

なお、通産省、この水銀媒体の製法から隔膜法に変えるのに何が障害になるのですか。何のために五十年まで絶対これはやれないで、極力努力するといふようなことを入れなければならぬのですか。その障害をちよつとこの際はつきりさしてください。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

私もどなたも申し上げては、やはり先生御指摘のように、極力水銀を使わない製法に転換したいことは重々でございますが、残念ながら現在までのところ、隔膜法につきましては国産技術、特に大型の隔膜につきましては国産技術がございせん。そのために早急に外国から技術導入する必要がございせん。加えまして、金属電極等の所要資材も、これまた残念ながら供給者の数が制限されておりました。いつときにこれを大量に確保することも現時点ではいろいろと制約条件がございせん。加えまして、隔膜法にいたしますと多量の蒸気が必要といたしまして、大型のボイラーも設置する必要があります。こういった点でやはり大型のボイラーの設置でございせんか、それに伴いますまた地方公共団体との折衝等もございせんし、加えまして残念ながら隔膜法の製品は塩分等が若干ふえまして、製品といたしましては品質が少し劣ります。そのために需要業界等と十分に話し合いをする必要がございせん。しかしながらいづれにいたしましても、私もどなたも申し上げて

は、こういった制約がございせんが、これを一日も早く解決して、極力隔膜法への転換が推進されますように、業界に対して強く指導しているところでございせん。また業界といたしましては最近このための特別の組織もつくりまして、一つ一つこういった問題を現実に解決いたす姿勢に業界としても現在なっております。

〔宮波委員長代理退席、委員長着席〕

○島本委員 その理由はおそらくは通産省で十分調べた上での理由だと思ふのです。しかし私はそれは理解できないのです。安保条約はじめアメリカ一辺倒であつて、アメリカでは七二%まで隔膜法をやつてゐる。それを日本ではできないのだ、そういうような考え方がわからないのです。品物は若干落ちるだらう。品物の質が落ちるのと人命にかかわるのとどちらが大事なんですか。通産省のこの指導の仕方が悪いです。熱意も足りない。やはり業者本位であつて、業者との癒着がまだ取れない。こういうような指導では困るので

す。この辺は今後三木副総理としてもがっしりやつてもらわなければ困るのです。通産省に振り回されるような環境行政ではだめなんです。この点については私はほんとうに残念なんです。ほんとうに五十年の九月までにこれはできないのですか。

○田中(芳)政府委員 私も期限を切りまして約束いたします以上は、絶対通産省として責任を持ちたいと思つておるわけでございせん。

ただいま申し上げました中でボイラー等の問題、これはやはり新たな大気汚染という問題を生じますので、この点につきましては、これを監視しておられます地方公共団体の長とも十分協議をして転換をしていかなければならぬ。したがっていましてそういう協議の時間もかかる。

それから国産技術につきましては、私ももつとで産業構造審議会等にはかりまして、水銀法から隔膜法への転換をしたいという中で、工業技術院におきまして昨年度より国産技術によります隔膜法の技術を開発中でございます。残念ながらい

まその開発途上にございせん。したがって、これが技術が向こう二年間で達成するといふすれば、やはり外国から技術をもつてこなければできないという、まことに遺憾な状況でございせん。やはり外国の会社との間に種々技術導入の交渉をしていかなければならぬ。

そういうこともろもろの面から考えまして、一応目標といたしましては五十年九月という形を極力達成することといたしておりますが、今後詰めの段階におきまして、この時点まででできるだけ転換を完了できるように私も最善の努力を払つてまいりたい、このように考えておる次第でございせん。

○佐野委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。土井たか子君。

○土井委員 先ほどから隔膜法への切りかえを五十年までに極力進めたいという御答弁が続いておるわけでありますが、当初私たちが聞かされたところによりますと、五十年までには一応三割程度隔膜法に切りかえていくという方針であつたらしいのが、五割、つまり五割五割の割合にしたいというふうに変つてきたわけでありせん。先ほどから極力極力とおっしゃいますけれども、その中身については、やはりいま考えられております五割五割の割合で隔膜法への切りかえを考へられていらつしやるのか、それとも五割五割というあの中身に対しては再検討して、極力の中身は五割ではありせん、できたら七割である八割である、あるいは先ほど島本委員の質問の中にもありましたが絶対ということでは困るというところ、近づけたいという御趣旨のことであるのか、その中身を少しお聞かせいただきたいと思います。

○田中(芳)政府委員 私どもといたしましては、五割五割にこだわっておりません。いま会社から転換計画を提出されております。それに基きまして、私も先ほど申し上げましたようにいろいろな諸手続等に要します期間を考え、できる限り五十年九月までにでき得れば全面転換をできるようなかつこを私もどなたもしてはせむやらせたい。

そこをいま詰めておる、こういう現状でございせん。

○土井委員 そうしますと、大蔵省から四十八年度について税制に対する特別措置、固定資産税の問題であるとか特別償却制度に対して指定したもののについてのいろいろな処置があつたはずであります。これはやはり中身は三割七割の割合から五割五割に切りかえられて、四十八年度については大蔵省との折衝で中身はきめられてきてゐるはずであります。これについても、いまの御答弁からすると、相当程度に大蔵省に対しては予算、いわゆる税制の上での措置の中身が違つてくるだらうと思ふのですが、これについても確信のほどがおりになるわけですね、いろいろ折衝の上であるいはいろいろそういう交渉を進めになる上です。いかがですか。

○田中(芳)政府委員 転換計画の数字が固まり、そして四十八年分としての数字もまた固まりました段階で、私も財政当局と十分協議をして、これが転換の円滑化をはかつてまいりたい、このように考えておるところでございせん。

○土井委員 あと一問。それではそういうことに対しての財源支出というのはいくつということになるわけでございますか、四十八年度分については固まつてそのうち大蔵省と折衝して、そして大蔵省にさらに変更を要求していくということでありまして、財源についてどういふ支出のやり方をお考えでございせんか。

○田中(芳)政府委員 通産省といたしましては、財源につきましてどうこうするといふお答えを申し上げる立場にございせん。したがって、私もどなたも申し上げてはそういう数字が固まり次第、大蔵省にぜひこういう形が円滑に進められるようにというお願いをいたしたい、このように考えておる次第でございせん。

○島本委員 どうもいまのおこぼれでは、通産省はことばでは言つても、業者本位なり企業癒着の態度がまだ脱却できない。ほんとうに皆さんやる

気だつたら、大蔵省だつて来ていらつしやるし、そのつもりだというように言つて、中曾根通産大臣もいるじゃありませんか。なぜそういうような重要な決意までしてやらせるようにしないのですか。どうも私としては、その点では通産省の姿勢がまだまだはつきりしないということは遺憾です。

それと同時に、今度は厚生省、魚の水銀の汚染度を測定する能力の現状は、齋藤厚生大臣は胸を張つてそれを言つておられますが、汚染度を測定する能力の現状はどうなつておられますか。同時に、今後の対策等についてもはつきりさしてください。

○福田説明員 お答え申し上げます。

水銀の汚染問題にからみましても、地方の検査能力ということ是非常に大事なわけでございます。現在衛生関係におきましては、地方衛生研究所を中心にして検査体制を整えておりますが、現在のところはガスクロマトグラフィーが百二十五台、それから原子吸光度計及びポーラログラフィーが合わせて九十九台。なおそのほかに、各府県におきましては公害センター等におきまして水銀等の重金属の分析器を持つておられます。なお民間検査機関及び地方大学等も今度の場合は全部動員いたしまして対処してまいりたいと思ひます。

なお今後の問題といたしましては、これだけでは完全でございせん。かねがね厚生大臣が申し出ておりますように、検査機関の充実が緊急の要務でございまして、厚生省といたしましては国の検査機関、国立衛生試験所における毒性研究センターの設置等を踏まえまして、さらに民間の指定検査機関、これを各県別にセンター等もつくるという構想でもって現在鋭意検討中でございます。ぜひ実現方努力したいということでござい

○島本委員 もう一つ、その場合に汚染九水域からの魚に対してはそういうような測定を強化するような方法をとるんだ、こういうふうに言つてお

りますが、その他の地域のものに対しては現行どおりで何ら測定しない、こういうような意味ですか。

○福田説明員 現在問題になっております水域は、これはもう早急にやるということでございまして、そのほかにおきましても全国的に、産地市場それから一般の流通市場を中心にして、厚生省の検査を実施してまいりたいと思つております。なお、そのものになりますのは水産庁で実施されるわけでございますので、それと協力いたしましてぜひ強力な検査を進めてまいりたいと思つております。

○島本委員 やはりその場合にはいろいろ機械の操作なりその性能なりによつて――魚は鮮度をとらうとぶから、それをすぐに測定して、わかるようにしてすぐ出せるのですか。それをやるのに四、五日もかかつて鮮度が落ちてしまつてどうにもならなくなるような調査、測定機関なのかどうか。何分か何時間で終わるような測定機関になっておりますか。

○福田説明員 今後いわゆる魚の汚染につきまして検査体制をどう整備するかということに伴ひまして、ただいまの御質問の点は、特に早くしなければ、流通してしまつたらそのまゝ口に入るのではないかと問題であるかと思ひますけれども、検査はただいまお尋ねのように、メチル水銀等で約三日間かかるのが現状でございます。これを縮めるわけにまいりませんけれども、いわゆる汚染地点を限定してしまふ。早く限定してそこをきれいにしようというところが目的でございます。したがつて、その間汚染地区と思われるようなところは環境調査を早急に実施いたしますし、統計的に見ましても、この汚染地点はだめである、必ず濃度を越えるというところになりますれば、そこを封じ込めてしまひます。その他のところにつきま

しては順次検査してまいりまして、だじょうぶであるというふうな状況で市場に流通させていきますので、その点では、たまたまその時点でやりましたものがひつかりますれば、そのものがあ

る程度出回ることはいましばらくはございますが、その検査体制が充実できますれば、そういうことがなくなつてまいるといふうにして処してまいりたいと思ひます。

○島本委員 魚類の流通機構また漁業協同組合や市場、こういうような点を見る場合には、とれた魚を場所をかえて遠くの市場へ揚げることもできるわけですね。そういうようにしてやつた場合には、国民が今後魚を買ふときに市場に出ている捕獲海域別の表示、当然これを見て参考にすることだ、こう思ふわけでありませうけれども、そういうような場合に、現在の市場のあり方、流通機構、これを考えた場合に、それを信用してもいいのかわるか、国民に対してはこれは健康の問題になります。したがつて、国民が信用できるような体制づくりがほんとうにやられていなければならぬのです。口だけで言つてもだめなんです。市場に船は移動しますから、自由にこれを揚げることはできるでしょう。魚はその場所にとどまつておりませんから、その辺から移動するでしょう。そういうような場合に、捕獲海域別の表示を見て健康上の参考にすることができるとか、厚生省、農林省いかなるものですか。

○福田説明員 厚生省といたしましては、ただいまおっしゃいましたように、産地表示をいたしますれば――それが正しくその産地を表示しなければ意味がないわけでございます。この点は水産庁のほうとも協議いたしまして、的確に国民が選別できるような正しい表示ができますように協議してまいりたいと思ひます。

○前田説明員 ただいまの御質問の点でございしますが、魚が移動いたしますことは確かに移動いたしますわけでございます。PCBの精密調査をやりました段階でもある程度判明いたしましたことは、やはり汚染源に近いところの魚ほどその含有量が非常に高いということがはっきりしてきたわけでございます。PCBに比べまして、水銀という金属はいわゆる重たいものでございまして、したがつて、底に沈む魚等といひますか、わりあい

に遊泳しにくい定着性の魚等に多く含まれてい

る公算が非常に高いわけでございます。

○島本委員 今度住民が自分の健康を保持するためにいろいろと魚なり食品なりこういうようなものを、疑わしいと思つて検査する。この検査してからもらう場合には、やはりこれを容易に検査できるようにしておかなければだめじゃないかと思われ

○三木国務大臣 各地に魚介類に対して不安な気持ちが起こつておりますから、明日各県から呼ん

であるわけですが。やはり地方自治体の協力を得なければいけませんから、そしてこの全国的な魚介類の調査を七月一日から開始したい、そしてメチル水銀の含有量なんかを調べましてそれを公表をしたい。魚介類がよごれておるとしたら、どういう状態にあるかということ公表をしたい。そういう費用は全部政府と地方自治体で負担をいたす考えでございます。

○島本委員 住民が自分の健康を思うあまり、これを食べていいかどうかやばい検査を要する、こういうような場合に、それを持っていくともすぐそれを検査できるような体制が整っているかどうか、こういうようなことです。

○福田説明員 現在住民が、魚等も含めまして食品全般について検査してほしいという様な申し出がござります。その場合は保健所から地方衛生研究所を通じて検査ということになるわけでございます。ほとんどがそういうケースです。

もう一つは消費生活センターの窓口を通しまして、やはり検査といたしましては地方衛生研究所に持っていくというケースが非常に多いと存じます。この場合、地方衛生研究所におきましても、できるだけその希望に沿えるような検査をしているわけでございますけれども、行政上の検査のほかにそういう任意検査というものは、そのからみで非常におそくなるといふ場合もござりますので、今後はそういう住民の窓口ということの検査も含めまして強化してまいりたいというふうに考えております。

なお、検査手数料は、現在メチル水銀の場合は先生御指摘のとおり、わりあい高い委託料、検査料になっているようにござりますが、この辺につきましても県等と協議を続けてまいりたいと思っております。

○島本委員 いろいろありますけれども、ちょっと急ぎます。

警察庁も来ておられることと思ひます。海上保安庁も来ておることと思ひます。最近やはり住民が、現在のような政治や行政にあきたらず、公

害の加害者である企業に対して直接交渉に訴えております。また裁判の判決、それらを見まして、すべてこれはもう住民サイドであります。そういうようなことから、私は、今後公害行政に対する警察権力並びに行政の方面から見まして、これは十分その点を見ておかなければならないと思うのでありますけれども、最近船が工場のもわりを回る、これを保安庁のほうで出ていって規制する動きがある。そしてこれまた田辺海上保安部警備隊隊長をしてもらった田尻さんという優秀な——保安庁につとめて四日市でもこの先駆をつとめたような人、これは四日市から他のほうへ左遷されて、それも東京都に今度はまたスカウトされる、こういうような事態、いわゆる油濁のみでなく、水質汚濁の防止のために保安庁としての役割りは重大だと思ひます。そして体制を強化して今度は当たらなければならぬことは、保安庁としてもこれからは重大な立場にあると思うのです。しかし何か最近の保安庁の動きはそうでないように思われる。

それと同時に、警察庁のほうでも、いままでは民事不介入の原則である、こういうようなことで、公害の場合には特にこれは加害者と被害者しかありませんから、そういうような場合には民事不介入の原則でこれは見守っておった。しかし今度は何か一歩踏み出して、警察が行政機関の役割りを發揮してアドバイスや仲介的な役割りを果たす、こういうような新方針をきめたというわけですが、これは公害紛争に警察が介入することになる。これは重大な問題だと思ひます。やはり従来の警察がとってきたような、いわゆる公害は加害者と被害者、こういうような立場にしか国民はない。したがって公害トラブルに対するいままでの姿勢は、交渉が煮詰まっていらない段階の多少の不法行為はあっても黙認しているというこの態度、そして交渉が煮詰まるとあの危険な対立においては出動する、こういうような態度をいままで堅持してきた。しかしそれより一歩出して、民事不介入の原則があるにもかかわらず、公害紛

争に警察が介入する、こういうような決定をした、また新方針を出したという、これは私は重要だと思ひます。

私は、こういうような場合には、東大の刑法学者である藤本英雄教授が言うように、越権行為になるおそれがある、こういうふうに思ひます。まして伊達火力の問題等にしても、機動隊を出して、両方に話し合いを十分させないで、環境庁長官がもうその日にも、前の日にも出している、それにもかかわらず、話し合いをさせるために両方引かせるというならいざ知らず、そのままだ機動隊が出ていって、そして被害者側を排除して、そしてそのままだ加害者と思われはるほうに味方するような動きが最近あった。これは警察権力としては重大な一つの公害に対する介入であって、これは今後の行政上は重大な問題点をあらわしていると思ひます。この問題に対して警察庁並びに海上保安庁の解明を求めます。

○福田政府委員 公害闘争で最近各地でそういう事案が発生しておりますが、それに対する警察の基本的姿勢は、たゞいま先生の言われるとおり、民事不介入の原則、それから厳正中立という立場は堅持して、そしてそういう誤解がないようにしていきたいというふうに考えております。

一部の新聞にその問題が出ておりますが、警察としては防犯の立場といえますが、非常にこれが激化いたしました、治安上も大問題になるというところまで、警察のできる範囲の助言なり警告をいたしますので、警察のできる範囲の助言なり警告は、関係行政機関なり当事者にお話しするというところでございまして、一歩踏み出して従来の規制よりも強く介入するといふ考えは毛頭ございませ

ん。警察のなすその点についてはおのずから限界があるというふうに考えております。

○島本委員 この問題については警察も十分知っておられると思うのですが、警察法の第一条、第二条にそれぞれはつきり定められておるわけなんです。この一条や二条、これらに違反することにないのじゃないか。この問題等について東大の藤本

教授も言っておられるわけでありましても、企業と住民の間の衝突が予想される場合には、当然警察が中に入って、双方に手を引かせ、休戦の交渉の場をつくってやること、これが民事不介入の原則に触れるとは思ひない、この程度ならいい、しかしそれ以上はもう越権行為になるということをはつきり言っている。まして警察法的一条、二条を見ます場合には、ことに公害紛争の場合には加害者と被害者しかなく、これははつきりしているのですから、警察が加害者に手を貸すような行為は断じてとってはならない。まして個人の生命、こういうものは一番重視しなければならぬ問題です。個人の生命が侵されるか侵されないか、これを警察が排除するということは公害行政の中で断じて許さるべきではないと思ひます。警察法的一条、二条違反のおそれもある。こういうような状態でありましますから、これは行き過ぎである、警察としてなすべきじゃない、私はこういうふうに考えますが、環境庁長官の意見を伺ひます。

○三木國務大臣 警察庁からもいま民事不介入の原則のもとに厳正中立であるという答弁があった。当然のことだと思ひます。警察はしかし秩序を守るなければなりません。いろいろな場合に予防的措施をとることはある。しかし民事に対して加害者、被害者どちらの味方でもあるべきではないわけでありましますから、厳正中立である、民事不介入の原則というところで当然であると思ひますのでございませう。

○島本委員 警察のその態度は今後私としては十分監視しなければならぬし、いままでの答弁では了解できません。まして新たに方針を打ち出したというこのことに対しては公害紛争に警察が介入することになるものであり、これは政府の態度、長官の言うこととまづこうから対立することになりますので、私はこれは反対であります。それと同時に、今後これはやはり重大な問題点をあらわすというところをあらかじめ私からはつきり警告しておきたい、こういうふうに考えます。

○島本委員 いろいろありますけれども、ちょっと急ぎます。

警察庁も来ておられることと思ひます。海上保安庁も来ておることと思ひます。最近やはり住民が、現在のような政治や行政にあきたらず、公

なお、保安庁あたりでもそういうような動きが見えてきたということに対してはどういうわけですか、海上保安庁。

○眞廣説明員 お答えします。

先ほど警察からも御答弁ございましたが、海上保安庁においても民事不介入、厳正中立は当然のことでございますけれども、現象として港がふさがれるということが聞かれます。この問題につきましましては、出先において県その他のあつせんそれから両当事者で話し合いをつけるように、現象的に法律違反として考えられる点がある場合もありますけれども、それでもって検査というふうなことは根本的な解決にはなりませんので、そういうあつせんを進めつつ事態を解決するように指示してございます。

○島本委員 これは保安庁のほうの態度としても私は今後積極的にこの公害問題と取り組んでほしい。まして今後は技術陣も整備したはずです。しかし海洋汚染、いわゆる油濁、これだけに限らず、どういふような行政指導をしても企業そのものはやはり利潤の追求を行ないますから、少しでも中間マージンを排除するためにはたれ流しもある。幾らその汚染源を規制しようとしても夜陰にまぎれてやりかねません。そういうような場合には、水質汚濁防止の見地から油濁のみではなくて、保安庁としても十分あらゆる機能を發揮して探索に当たらなければならぬはずであります。それにもかかわらず、一生懸命やっておる人を左遷してやるとか、またついに東京都のほうにスカウトされてしまった。こういうようなことは体制そのものが物語る公害に対する取組みの甘さじゃないか、こういうふうに思うわけでありませう。私はこの点はまことに遺憾なんです、保安庁はどうなんですか。

○眞廣説明員 いま先生が申されましたように、海上保安庁は公害関連法が施行されるに及んで、まず第一に海洋汚染防止法に基づく管理、取り締まりに全力を注ぎましたが、昨年半ば以来水質汚濁防止法が全面施行になっておりまして、最近社

会問題になっておりますこれらの事案のあることは十分予想いたしまして、管下には水質汚濁の違反取り締まりは重点的に行なうように指導してきたわけでありませう。今度の第三水俣病の状況を知るに及びまして、直ちに全国一斉に、水銀を製造工程に使っている工場はいままでリストアップはしておりましたけれども、さらに見落としのないようリストアップいたさせまして、製造品目別延べ約五十軒の工場のうち、実数三十六工場の排水口、いろいろな排水口がございませうが、約六十二の排水口を一斉検査をさせました。

それから次の問題につきましましては、言われるように、まことに遺憾な事態ではございませうけれども、私どもはそういう現象が起きたことにかかわらず、従来の姿勢をさらに正して、現在の水銀問題について十分管下には理解を深めて、一斉点検の結果にかかわらず、いつまた夜陰にまぎれてどういふことをするかかわりませうから、随時監視を続けるように、いま厳に指導いたしておるところでございます。

○島本委員 通産省にまたお伺いいたします。P C B対策であります、現在熱媒体に使用することとは禁止したようであります。これは八〇％ほどは転換したようでありますが、どういふようにして今後の転換後の指導をしておりますか。これを伺います。

○田中(芳)政府委員 現在熱媒体として使用しております工場につきましましては、幾らおそくとも年内にこれを代替物質に取りかえるように強く指示をいたしておるところでございます。

○島本委員 どういふような方式を採用するよう指示してございますか。

○田中(芳)政府委員 熱媒体の回収につきまして、他のサームエス、K S K等の安全な代替品にこれを早急に交換すること、そしてまたその際に新たな環境汚染等を絶対生じないように十分留意してこれを回収すること、以上の二点を指示いたしておるところでございます。

○島本委員 K S K、これはアルキルナフタリンオイルに転換しようとしているようでございませうが、このアルキルナフタリンが主成分であるK S Kオイル、ネオS Kオイル、それからK M Cオイル、こういうようなものについてはその一部についてたつた六カ月間の簡単な試験がなされただけで、肝心な二年以上要する発ガン性の試験や催奇形性の試験が全然やられておらないじゃありませんか。それをもうこの代替品として採用しようとしておる、これはきわめて危険であります。特にアルキルナフタリンのような構造物質が発ガン作用、催奇形性の作用の強いものがあるわけでありませう。疑わしきは使用させない、販売させないという原則を公害の場合はことに守らなければならぬということは十分知っておるはずでございませう。疑わしきものは使用しようとしておるわけでありませう。これは実験室で一定の温度の条件のもとでバクテリアを繁殖させる活性汚泥法によるところの試験であつて、自然の川や海に流れ込んだ場合の条件は異なつて、もう分解速度はおそいと見なくてはならないはずのもので、これをP C Bに比べて若干分解速度が早いから安全なんだ、こういうふうに言っているわけでありませうけれども、決してこれは早いわけではなくて、自然界では食物連鎖を経て人体に侵入するおそれは十分ある。まだその辺までしか十分調べられておらないのに、すぐ代替品としてこれを使おうとする。この安全性の問題、発ガン性の問題、催奇形性の問題、これを十分調べた上で通産省はこれを代替品に使わせようとしておるのですか。

○田中(芳)政府委員 P C Bの代替品としていま御指摘になりましたアルキルナフタリンあるいはアルキルジフェニルエタン等につきましましては、分解性につきましましてはP C Bよりもきわめて早く、灯油程度の分解性というふうに聞いておるわけでございます。

なお、慢性毒性につきましましては目下大学、国立研究機関等を通じて試験を行なつておるところで

ございます。現在、本国会におきまして化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案の御審議をお願いしているわけでございます。私どももいたしましてはこういつた点を通じて、十分P C Bのこうした代替品の安全性につきましましては安全なものである、このように考えておるわけでございます。

○島本委員 これでもう時間になりましたから、まだまだ大蔵省その他にあるのでありますが、これ以上もう許されませうのでこれで終わることにいたします。

ただ、長官は先ほど来ておりませんでしたから、その部分だけでも一回私から言わせてもらいます。これは漁民の声です。何ら罪も責任もない漁民は休業して、加害公害企業がフル操業を続けているこの姿が異様に映らなかつたほどに政治の良心はいままで麻痺していた。汚染魚として工場が買い上げるこの食べられない魚、これをとるのははや漁業ではないのだ。香港フレーザーや造花に水をやるようなもので、こんなばかげたことをやるやつがいるか。漁民対策は融資だけでお茶を濁そうとしてはならないし、貧しい漁民に借金をしていることは政治でも行政でもない。これは漁民の声なんです。それを考える場合には水俣十七年の過去を反省して、いまこそ徹底的に政府独自の立場で、これも休漁を余儀なくされているあわれなこの漁民の立場、それから魚価の低落、こういうようなことによつて生活を奪われている漁民のこの立場、これをすべて考えて、経済的損失に対する補償の措置、こういうようなものも今後十分考えなければならぬということでありませう。同時に、いま罪もない人が被害者として呻吟しているのが水俣病患者であります。いまだにまだはっきりした療養の方法も開発されていない、こういうような点は、まだまだ政治も行政もこの方面に対して不十分であることの証拠であらうと思ひます。いままでの質問を通じて、公害に対して

はつきり取り組む姿勢が各省まちまちであつて、やはりいままでのようなセクツ的な感じがとれておらない。これは私はほんとうに遺憾であります。一漁民の声をちよつと言いましたが、最後に長官の決意を伺つて私は終ります。

○三木国務大臣 これだけ大きな公害問題が全国的な問題として提起されたわけでございますから、この機会をとらえて、公害という問題に対するその場の応急策というよりは、根本を断つという、そういう決意で対策を推進したいと思つておるわけでございます。

そのために七月の一日から全国的に魚介類、水質あるいは底質、こういうものに対しては環境調査を行なつて、そしてヘドロなどに対しては暫定的な除去基準というものは一日、二日のうちに発表することになると思いますが、その基準に照らして有害物質を含んでおるヘドロはこれを処理する、また企業側に対しても、公害を出してそのことによつて非常な社会的な問題を起すようなことのないように、化学工業はクロースドシステムにできるだけ短期間の間に切りかえていつて、そういう点で汚染の原因をそういう面からも断つ、またこういう不安の中にいろいろな損害を漁民にも与えましたから、こういうものに対しては政府も応急的な措置としては、つなぎの資金というものを激しん地災害並み、非常災害並みの条件で融資をいたしました。根本的には生業補償の制度、田中委員が予算委員会でお話になつて四十九年度からこれは取り組みますという答弁をいたしておられます。こういう田中委員にいたしました答弁、こういうふうな問題について制度として実現を期するという方向で取り組みたいと思つておるわけでございます。公害問題は、これはどうしても全党的な協力のもとに推進しなければならぬ問題があります。そういうので、各位の協力を得て、そして公害問題のこういう問題の解決、根本的な解決に当たる、こういう決意でございます。

○佐野委員長 土井たか子君から発言の申し出がありますのでこれを許します。土井たか子君。

○土井委員 先ほど島本委員の質問の中にございました警察権の発動については、私はこれはたいへん重大な問題だと実は考えているわけであります。特に最近公害をめぐります住民と企業、官公庁などの対立が頻発いたしておりますときに、警察庁では、世に伝えられておるところによりますと、行政機関の役割りを發揮してアドバイスや仲介役的な役割りを果たすというこの新方針を打ち出されるやに聞いておるわけであります。本来警察の職務あるいは警察の任務からすると、このアドバイスとか仲介的な役割りというのは、その法律の根拠をお示しいただきたいという部分もあるいは出てこようと思つております。したがいまして、私はこの席を通じて委員長にひとつ資料要求を申し上げたいことがございます。これは世上では検討中というふうに伝えられておるわけでありまして、おそらく中身については警察庁長官をはじめ警察庁の内部で詰まつた場合にひとつこの方針で行こうということが具体化されるであらうと思つております。現にされているならばその中身を、あるいはされるということになつておりますならばその時点でけつこうであります。ひとつそれを文書化して資料として本委員会に御提出あらんことをこの席を通じてお願いいたします。

○佐野委員長 警察庁のほうは、資料要求に對しましていいですか。

○綾田政府委員 ただいまの問題はまだ全然資料がございませんで、実際検討中といひますか、われわれとしては公害、特に公害犯罪に対する姿勢というものが最近の公害のきびしい現状から見てもやはり一罰百戒といひますが、悪質な企業に對してはもう少し取り締まるべきじゃないかという議論があります。そういう点、それから先ほど申し上げましたように民事不介入あるいは中立という立場でございますが、やはりその一部の新聞に載つておつたのでありますが、私どももいたしま

しては、やはりどこまでも一方では民事不介入、それから厳正中立というのがございすけれど、一方ではまた先ほど大臣が言われました国民の生命、身体、財産の保護という基本的な任務がございすので、やはり警察としては激化した騒動といひますかそういうことにならないということが防犯上望ましいわけでございます。そういう観点から考えておるということは事実でございます。ので、もしそういうことがきまれば資料として提出したいと思ひます。

○土井委員 ただいまは現段階におけるいろいろ状況の進展についての御説明だと私は受け取るわけでありまして、しかし行政権発動という意味で警察権にはおのずから限界があるわけでありまして、その点をどういふふうにかえてこういう問題に對して対処なさるかというところは、国家の行政機構一般に及ぼす影響は非常に大きいわけでありまして、肝心なための国民の基本的な人権、これは憲法にはつきりと保障されている中身でありまして、このことに対する保障が一体どういふふうにかえられるかといふのは、忘れてはならないといふ基本的な問題も含めまして、一つはこの問題については全國民的な立場から検討を要求されていると私は思ふのです。したがいまして、まだそういう資料がございせんといふことではあります。やがてこれは大きな問題ですからひとつはつきりとその基本方針なり具体的な中身といふものを文書化されて公にされる必要があると私は思ふのです。そのときそのとき、ケース・バイ・ケースで長官の指導にまづといふことではない。長官のいろいろな伝達、命令に従うといふことにゆだねられていくといふことになりまして、やはり私は不安がどこまでもある問題だと思ひますから、ひとつはつきりこれは文書化して御提出願ひます。できまうすか、どうですか。

○綾田政府委員 警察の権限ないしは業務執行といふものは、法律上権限もちゃんときまつておりますし、それをこえてやれないことはもちろんでございます。これはもうずっと事情が変わつても

同じだと思ひます。ただ、たとえば事実行為的に申しますと、街頭で警察官が地理案内をしております。道を尋ねられた場合には、あるいは家庭争議その他苦情処理といひますか、民事の相談を警察官が受けております。これはやはり警察法からいひますと、第二条になりますけれども、事実行為的な行為として警察は民事不介入にならない範囲において家事相談その他いろいろの相談を、苦情処理をやつておるわけでありまして、そういう事実行為面も非常に警察活動の中には多いわけですが、もう一方には公権力の行使といふ業務も多いわけでございます。私がただいま申し上げましたのは、行政機関として権限としてそういう権限は警察にはございせんので、警察はやはり公害問題については、先ほど申し上げました悪質事犯を取り締まるとかそういう問題であらうと思ひます。ただ、それまでに至る過程において実態をよく把握する。そして警察のそういう民事不介入にならない限度で警告なりあるいは助言をするといふことは、これは私、可能であると思ひます。しかしそれはおのずから限界がありまして、たとえば先ほどの新聞だと思ひますが、補償額を幾らにしろとかなんとか、そういうことは警察としては絶対にやつてはいけなないので、そういう点で警察のでき得る範囲で事案を解決していくといふことは、これは一般の民事問題と私は理論は同じだろつと思ひます。そういうことで、検討といひます。でも新しく方針を出すといふことはこれは何もないわけでありまして、ただ警察の姿勢といふものをこの際は一掃するといふことは、姿勢といひますか、全然ノータッチといふこともありませんけれども、相談を受けた場合には相談するといふことが私は必要ではないかと思ひます。たとえば知事部局からいろいろ相談を受けた場合に、それは警察としてはどう考へるかといふことは必要でありまして、全然それは知らない、先般の岡山の水島の問題もいろいろ県から相談を受けて、事態を海上封鎖に至らしめないで解決したようでございますが、そういうことがございすので、いず

れ——いずれといいますが、そういう点でもし文書になし得るものがあればこれは差し上げたいと思います。

○土井委員 文書になし得るものがあれば提出したいという御返答でございますが、先ほどからなる御説明賜りましたが、これは交通事故犯じやないわけでありまして、交通事故として警察権の発動がなされているような場合じやございません。大体これの担当部局は、警察権の発動の中でも、どこでありますか、交通係じやないと思うのであります。したがってこれに対してやはり私たちが、この普通の交通事故についてもこれはたいへん重大問題でございますけれども、同じような感覚では見ていないということ、同じような問題としては見ていないということをもひとつ念頭においていただいて、基本方針でけっこうでありますから、ひとつ御提出あらんことを再度ここで要求いたしまして終わりにしたいと思います。

○佐野委員長 この際暫時休憩いたします。
本会議散会後直ちに再開いたします。
午後零時五十九分休憩

午後二時十二分開議
○佐野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案について直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○佐野委員長 次に、本案に対し、菅波茂君、小林信一君、中川利三郎君、岡本富夫君、小宮武喜君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。小林信一君。

○小林(信)委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表して、内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議について御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、各種開発行為による自然環境の破壊が進行している現状にかんがみ、人間を含めた生態系の保全が急務であるとの基本的な認識に立ちながら、自然環境保全のための制度を体系的に整備し、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである

一 自然環境保全地域及び自然公園内の民有地買上げ制度を拡充強化するとともに、先買い制度及び買取り請求制度等につき検討すること。

二 自然環境保全地域及び自然公園内の国有林野について、自然環境保全等の見地から適切な森林施策を行なうてその保護育成を図るとともに、国有林野事業の公益的業務分野に係る費用負担の改善を図ること。

三 国立公園等の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区においても許可制とすることにつき再検討すること。

四 自然環境保全法及び自然公園法の施行に当っては、次の事項について措置すること。
(一) 自然環境保全法第五条の規定に基づく基

礎調査を実施するために必要な経費を十分に確保するとともに、地方公共団体が自然環境保全のために支弁する経費については、当該地方公共団体の財政事情にかんがみ、国はその財源について、十分な措置を行なうこと。

(二) 国立公園等の地域において、自動車道、レジャーランド等の大規模な開発行為がすぐれた自然環境を破壊している現状にかんがみ、公園計画の定期的な見直しを行ない、保護管理の方針を明確にするよう検討すること。

また、国立公園の保護管理の現地実施体制については、管理員の増員等その強化に努めるとともに、国立公園及び都道府県立自然公園に關しても都道府県を十分指導援助すること。

(三) 自然環境保全法の本格的な施行体制を整備し、同法による地域の指定をすみやかに行なうとともに、都道府県の自然環境保全条例の施行についても十分な指導援助を行なうよう努めること。

(四) 自然環境保全法および自然公園法に基づき許可等を行なうに当っては、その基準を明確にすること。

(五) 自然環境保全地域の普通地区又は国立公園等の普通地域における届出を要する行為について届出があった場合には、所定の期間内に審査ができるようその体制を整備すること。

(六) 自然環境保全地域及び自然公園の区域内の生業の維持と自然の保護との調整を図ること。

(七) 自然保護のための研究体制を整備するとともに、自然保護思想の普及強化を図ること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○佐野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。
本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○佐野委員長 起立総員。よって、さように決定いたしました。

○三木國務大臣 ただいまの御決議に対しまして、決議の趣旨を十分に体しまして努力をいたします。(拍手)

○佐野委員長 ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐野委員長 公害対策並びに環境保全に關する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馬場昇君。

○馬場委員 水銀並びにPCBの環境汚染の緊急対策について質問をいたします。時間が限られておりますので、要点を簡潔に御答弁願いたいと思います。
五月二十二日に、熊大の武内教授を長とする水

俣病の研究班が第三の水俣病の発表をいたしました。それから約一カ月以上を経過したわけでございますが、すでに政府も御承知のとおり、有明海沿岸だけでなしに日本全国といつていろいろに、漁民がまさに死活の問題に追い込められておるわけでございます。そうしてまた、その関連企業もまたしかりでございますし、まさに日本国民全体を、食生活を含めまして不安のどん底におとしれておる、こう言つても過言ではないと思ひます。こういうように漁民並びに関係企業者を死活の状態に追い込んだ、日本国民全体を不安のどん底におとし入れた、こういう原因というものはどこにあるのか、そういう点につきまして、最初に大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○三木国務大臣 これから環境の精密な調査をいたしたいと思っておりますが、不安を全国的に与えましたのは、長い間に蓄積された公共水域の汚染ということでございます。これに対するべく然たる国民の不安が高まってきた。それはやはり水銀とかPCBとかというような有害物質による汚染というものの対する国民の不安ということが、こういう問題を引き起こしたものと考えます。

○馬場委員 汚染の原因、だれが汚染したか、犯人はだれか、こういう点についての大臣の御見解を聞きます。

○三木国務大臣　まあいろいろとたくさん原因があると思いますが、一番大きな原因は工場排水であるということだと思います。

○馬場委員 第一水俣病が、チッソ工場が排出した水銀によつて起こつたんだ、こういう研究発表が公式に出ましたのが昭和三十一年です。そしてまた政府も、昭和四十三年には公害病としてこの水俣病を認定されておるわけです。私には昭和三十一年、さらには四十三年、工場が排出した有害物質によつて水俣病が起きたということがはっきりしておつたわけですから、そのときに政府が水俣のチッソ工場は言うに及ばず、全国のもうそういう工場等に対して適切な手を打つ、あるいはよごされた海をきれいにする、そういう対策を

とっておたならば、おそらく第三の水俣病とい
うのは起こらなかったのではないか、こういうぐ
あいには思います。そういう観点からいうならば、
政府並びに地方自治体というものが今日のこの事
態を引き起こしたということに対する政治の責
任、行政の責任というのは非常に重大であらう。
率直にその責任を認め、国民に対して申しわけな
かったということを政府並びに地方自治体、この
場合は政府ですけれども、そういう国民に対する
責任の表明、施策の足らなかつた反省の表明とい
うものを公式になさる必要があるのではないか、
こういうぐあいには思います。いかがですか。

○三木国務大臣　公害問題に対しては、公害問題というものがこれだけの大きな関心を呼んできたのはここ数年である。したがって水俣病の経緯なども私もよく調べてみたわけですが、企業はもとより自治体も政府も、どういう事態が起るかという深刻な事態に対する予測というものの点対して、どうもやはり何か十分な予測し得なかつたということは、これは責められてしかるべきだと私は思います。また学界も、そのときは何かの原因を言った人もあつてなかなか意見も一致しなかつた面もあるわけですね。しかしいづれにしても将来どういう事態を起こすかということに對しての見通しというものを欠いたことは事実であります。こういう点では責められてしかるべきだと思つておるわけでございます。またその反省から出発した今後の公害対策というものを講じなければいかぬと考えております。

○馬場委員　これだけ深刻な事態が起きているのですが、いま長官のことばの中に、三十一年水俣病が水銀が原因だと熊大が発表いたしました。そのころのことだと思ふのですけれども、学界に意見がいろいろあつたといふうなことを言わされましたが、私はその当時から現地水俣におきまして精一ぱいという問題に努力してきた一人ですが、その当時学界に違ふ意見があつた、これは企業並びに政府、特に厚生省なり通産省というものは、その原因を企業サイドに立つて隠蔽しようとする

した。そういう幾つかの例がごいます。爆弾を
あすこに投げ込まれた、それが原因だとかいろい
ろなことが出てまいりました。それで原因ははつ
きりわからないのだという中から、せつかくこの
熊本大学が精一ぱい努力して発表したのでけちを
つける、それを政府サイド企業サイドから行なわ
れた、そういうことがやはり今日の事態を引き起
こしたという一つの大きな原因にもなっておるの
ではないかと思うのです。

いま一つは、その時期から水俣湾はよごれてい
るということがわかっていたわけです。たとえば
昭和三十一年から三十二年にはどうした、三十五
年にはどうした、四十三年公害病と認定したあと
はどうした、そういう具体的な対策がはたして
あったのですか、どうですか、お聞きしたいと思
います。

○三木國務大臣　これはどういう事態が將來起こるかということに対して深刻な見通しが欠けておったですからね。だから昭和三十四年ですね、有機水銀中毒であるという見解がもたらされたのは、それから經濟企画庁にこの問題が、所管の官庁が移つて、その数年というものはやっぱり目新しい対策はなかつたですからね。そういうところは私もまことに残念だと考えておる次第でございます。

○馬場委員　次に、具体的に当面の問題について質問をいたしますが、もう大臣はけっこうです。ほかの人に聞きます。

五月二十二日第三水俣病の発表があつたあと、今日に至るまで全国的に漁民が休業をしておる、こういう実態が起こつておるわけです。具体的に二十二日直後から、あるいは数日経てから、あるいは最近になってからどれだけの漁民が休業しておるか、そういうデータ、資料を発表していただきたいと思ひます。

○増満説明員 刻々事態が動いておりますので、正確ではございませんけれども、大体全国で約五万人くらいが操業を休んでいるというふうに理解しております。

○馬場委員 五万人というのは漁民の数ですね。

○増満説明員 世帯数です。

す。

○馬場委員 刻々動いているのは私もわかるのですけれども、この数字を海域的に、たとえば不知火海域では何世帯休んでおる、これはいつからいつまでだ、あるいは有明海ではどうだ、あるいは徳山湾ではどうだ、こういうぐあいに休業しておる漁民の世帯数と、何日から何日まで休業しておる、そういう具体的な数字をさらに明らかにしていただくと思うのです。

その次に、関連企業です。魚市場あるいは仲買人あるいは鮮魚商あるいはそういうところにある旅館業、こういう関連企業が休業に迫りやられられておる具体的な実態というのについての数字を明らかにしてもらいたいと思います。

○前田説明員 お答えいたします。

魚の小売り商等につきましては、零細なものでか
らいろいろ千差万別にわたっておりますものです
から、なかなか実態の把握がむずかしゅうござい
ますけれども、現在県に対して照会いたしました
資料収集中でございますので、近く総数が出るか
と思います。

○農場委員 関連企業につきまして全然政府は休
業しておる実態というのを把握していないという
答えです。これは無責任もはなはだしいと思いま
す。あとで補償の問題も質問する予定でございま
す。それでは正確な数字を近く出すとおっしゃい
ましたけれども、関連企業が休業に追いやられた
数字というものをいつはつきりされるのか。さら
にはそういう答弁には納得できません。政府が全
然知らないはずはないと思うのです。現在把握し
ている正確な数字はないかもしれませんけれども
も、大体どのくらいの関連企業がいま休業してお
るか、わからないはずはないと思うのです。そう
いう問題について、さらに答弁を求めます。

○前田説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、正確な数字につきまして、実は明日水産庁の關係とそれから厚生省の關係、環境庁の關係の全国の三省庁關係の課長會議

を開きまして、そういう面につきましても詰めをやる段取りになっているわけでございますけれども、いま御指摘の点につきましては、大体これは漁業者をつかまえるよりも少しむしろかしい仕事でございますけれども、大体五万前後かというふうにも判断しているわけでございます。

○馬場委員 それではこの関連企業、さらにはさっきの漁業の休業、この二つについて、あす正式な休業した数というのは出すとおっしゃいましたが、たとえば市場が何日ぐらい休んだとか、仲買人とかあるいは鮮魚商が何世帯ぐらい休んだとか、こういう具体的な数字についてはあす出るといいますの答弁でございますので、出た場合には資料でもってお知らせいただきたいと思ひます。

そこで、次の質問ですが、具体的な損害額についてどう推定しておられるのかというのを質問いたします。漁業が五万世帯休んでおるといわれていたが、一日でどのくらいの損害が出ておられるか、あるいは二十二日以来一カ月以上たつておりますが、この一カ月間に漁業者の損害はどのくらいか。さらに関連企業の損害額というものについて大体五万世帯前後とおっしゃいましたから、それに対するそういう人たちの損害額というのはどのくらいと予想しておられるのか、損害額について明らかにしていただきたいと思ひます。

○前田説明員 先ほどあす三省庁の担当者を集めての会議をやる段取りになっておりますと御説明申し上げたわけでございますが、それはあす県によつてはわかることもございまして、またおそろくわからない部分も相当あるかと思ひます。その点につきまして再度県に再調査という段取りになるのではなからうかと存じますので、あすわかるということではなからうかと思ひわけでございます。その点のことばが足りませんでしたようにございまして、つけ足させていただきますたいと思ひます。

なお、被害額につきましては、先生御承知のように、今回の場合は非常に流動的でございますし

て、一番最初に第三水俣病の問題が出まして、そのときにはいわゆる有明と八代というところが焦点になったわけでございます。その後いわゆるPCBの発表によりましてPCB関係の八水域というところが問題になったわけでございます。そうこうしております間にまた徳山から疑似患者の問題、また新居浜というところでも騒ぎが起つてしまつて、それが瀬戸内海全般に広がつていつたというふうなことがございます。さらに加へまして今回の政府の方針といたしましての九水域の発表で、いわゆる山形とか富山とかにつきまして、またその問題も出てきておるわけでございます。たとえば直接に汚染された水域のみでなく、いわゆる外海の値下がりとおっしゃいますか、広くいいますと北海道から沖縄までということになるわけでございますけれども、そういうふうな非常に流動的に出てきております。したがひまして、被害額というものの押え方につきましても非常にむずかしいわけでございます。あすの課長が集まつた段階で、被害額をどう算定し、融資額をどう算定していくかという打ち合わせも十分その場でやつてまいりたい、そのように考えておるわけでございます。

○馬場委員 そうしたら、現在、被害額というものは全然つかない、あすになつても、県が報告をするところもあろうし、しないところもある、だからあすになつてもはつきりわからない、こういうことでは、政府の非常に怠慢だと思ひます。まさに漁民は死活の問題で、きょう食う米にも困るという状況が関連企業も含めてあるわけですから、そういうときに、そういう事態を政府が知つていないというところは非常に問題だと思ひます。そしてまた、県が報告しなければわからない。国はこういう被害額調査というものを現に具体的に指示をしましたか、どうですか。

○前田説明員 問題が発生いたしました直ちに、これは文書等では間に合わないというところで、県に對しまして電話等によりまして、至急まとめて提出するように指示いたしました。出てきてい

県と出てきてない県といろいろあるわけでございます。○馬場委員 漁業者の損害額も推定がついていないのです。○前田説明員 先ほど申し上げましたように、一つの問題といたしましては、この問題がいつまで続くであろうという一つの見通しの問題もございします。いつになったら回復の方向に向かうかという算定の問題もあるわけでございます。県におきましても、初め、汚染水域だけと申しますか、PCB等の場合のように、非常に限定された水域という形で計算をしていたわけでございますけれども、順次範囲が広まるにつれて、県の数字も三日おき四日おきという形で流動しておりますので、その計算方法と申しますか、被害額に對します融資の額というふうなものにつきましても、あす十分打ち合わせをしたいということでございます。

○馬場委員 私は、将来の見通しまで聞いておるのじゃないのです。少なくとも、二十二日発表がありましたから、二十二日から今月二十二日まで一カ月間、それでけつこうなんです。将来まで幾らということをお答え求めておられません。そしてまた、流動しておるのはわかります。しかし、何日何日と言いますと、過ぎ去つた一カ月の間のことはわかるはずですよ、これは動いてきたのが積み重なつて出てきておるわけですから。だから、この一カ月についてもはつきりわかつていないのですか。

○前田説明員 お答えいたします。範囲が順次ただいま申し上げましたように広がつてきておりますが、その過程の数字はないわけではございません。ただ、過程の数字を申し上げますことがいいのかわかりませんけれども、漁業者の現在の希望からいいますと、その過程の数字というのはわりあい小さな数字になつてしまふというところで、まとまつてから申し上げたほうがよからうかと存じまして、そう

いうふうな御説明申し上げたつもりでございます。○馬場委員 それでは、一カ月の額はあるけれども、小さい、だから発表しないんだ、こういう意味ですか。

○前田説明員 そういう、あるけれども額が小さいから発表しないと申し上げているのじゃないかと思ひます。三日おき、四日おきというふうな県から出てまいつております数字が動いておるものですから、なかなかぴつとここでいいまでも、県によつて出し方のテンポが違つておる場合もございします。なかなか一カ月これだけという数字がつかみにくいものですから、一カ月分幾らということよりも、五月二十二日に発表になりました、それによりまして最初にショックを受けましたのはいわゆる九州の側でございます。それから順次範囲が広まつてきておるわけでありま

す。九州の側と申しまして、たとえばいわゆる八代海に面した漁業者とそれから八代海の反対側にありますところの漁業者、一番最初のころには八代海の漁業者のみとつていたわけでございますけれども、順次範囲が広がつてまいりまして、八代海の外側というふうな、たとえば熊本県一つとつてみましても、報告のたびに数字が動いてきておるものですから、いましばらくお待ちいただければということでお返事申し上げたつもりでございます。

○馬場委員 天災があつた場合、直ちに被害額というものを国なり県は握つて、それに対する対策を立てておられるわけですね。今度の場合、私は天災を越す広域にわたる人災だと思ひます。こういうものの数字の把握というものが非常に国はおかれておる。言うならば、天災のときには、明らかになつてもその責任というものは天にあるわけですから、人災の天災というものは天にあるわけでも、今度の場合、明らかに人災です。早急に対策をとらなければならぬのに怠慢だつたということ、やはりこれが明らかになると、企業なり政府の責任というものが直ちにでてくる。そういう

う意味において、邪推かもしれないが、責任の
が、責任があるからという意味において対策が
不十分、おそい、こういうような感じがしてなり
ません。だから、あすさらに会議をやられるとい
うのでしたら、海域別にあるいは期日別に、魚種
別にいろいろ可能な限り明らかにしていただい
て、ぜひお知らせいただきたい、こういううまい
に思います。

次に、あなた方が損害額をはつきり握ってい
ない間も、現地におきましては、補償交渉というの
が行なわれております。毎日の新聞をごらんのと
おり、漁民は漁を休んでおりますから、何千名
という人たちが工場に行つて、漁業補償の交渉を
至るところでいまやっております。はなはだしき
には、封鎖をしてみたりすわり込みをしてみたり、
私は、この成り行きいかんによつては、ほんとう
に暴動でも起きるのじゃないかという緊迫した状
態があると思つております。これにつきまして、現
在漁民があるいは関連企業者が企業に対して損害補
償の交渉をやっておりますが、この状況を十分
知っておられるのか。この現在各地で行なわれて
おる実情がどうなつておるのかということにつ
いて政府の把握されております状況、実態をお知
りいただきたいと思つております。

○前田説明員 漁業者が原因工場と思われる企業
に対して、各地におきまして交渉いたして
おります状況につきまして、県からの報告により
まして私どもも承知しているつもりでございます。
たとえば有明海におきましては、三井東庄
並びに日本合成と長崎県漁連、佐賀県漁連、福岡
県漁連、熊本県漁連との交渉の経緯等も、県から
入っております。また、徳山の徳山曹達等に対
しまして漁業者の交渉の経過も、県から受けて
おります。

○馬場委員 交渉しております漁民はあるいは関
連企業は、自分たちで自分たちの損害額を出して
具体的にやっております。たとえばいま例にあげ
ました有明海沿岸の四県の漁連が三井東庄と日本
合成に交渉をやっております。あるいは不知火海

沿岸の漁協がチソ工場とやっております。こう
いう実態を、幾ら要求して現在どうなつておると
いうことについて政府は調査をされております
か。

○前田説明員 有明海の三井東庄等につきまして
は、これはあくまで国が環境調査をやるのと同時
に、原因者究明の調査を陸上から通産省のほうで
おやりになるわけでございます。それが確定する
までの間のつなぎというふうな形で十五億円とい
う段階で話がきまつたというふうな報告を受けて
おる次第でございます。

○馬場委員 これは違うんじゃないですか。毎月
十五億円という要求ではないですか。なにも原因
者がきまつたまでのつなぎ融資として十五億円でお
しまひということではないかと私は聞いております。

○前田説明員 私がつなぎと申し上げましたの
は、それで終わりの意味ではございません。
で、とりあえずということでございます。その
はつきりきまつたら、再度正確な数字を積み
上げまして要求する。その中でとりあえずとい
う意味で申し上げたつもりでございます。

で、報告も月に十五億円ということ。第一回
の話がきまつた、そういうふうな何つておるわけ
でございます。

またその他の詳しい問題につきましては、あ
す、先ほど申し上げましたように各県から担当者
が出てまいります。そのときに資料を持参する
ということになっておるわけでございます。

○馬場委員 これは毎月十五億円ですよ。だが、こ
の十五億円を、たとえば四県漁連が出して
あるいは不知火海のチソにも十五億円要求して
おります。この十五億円の根拠は御存じですか。

○前田説明員 電話での連絡でございます。あすの会
議から、こまかい点につきましては、あすの会
議の際に県の担当課長が持参して説明をいただく
という段取りになっておるわけでございます。

○馬場委員 先ほども、当初言いましたように、
まさに漁民は、特に有明、不知火を例にあげま

と、零細漁民です。ね、言うならば一本釣りをし
て、それでとった魚を売ってそれで米を買って生
活をしておる、こういう状況です。そしてまた魚
を売りに行つたら、毒を売りに来たとか、毒を店
頭に並べておるとか言つて、売りに行つた人なん
かはまさに泣いて帰つてくるという状況なん
です。まさに死活の問題になるときに、政府がそ
ういふような交渉をしておるといふものに対して具
体的な数字を現在までも知らない。私はまさに怠
慢のそしりは免れない。さらに交渉だつてうまく
いっていないんです。非常に漁民は苦しいです。か
ら多額を言う。工場側はそれに誠意を持ってこ
ない。非常に難航をきわめておるといふ部分も
あります。こういう漁業者がいま交渉を工場、企
業としておる。こういうのに対して政府はどう
いうような行政指導をたとえば漁民に対して、ある
いは企業に対してなされたかどうか。現在まで企
業に対してこれだけの金は出しなさいと言われた
かどうか。漁業者に対して安心するような交渉
の手だてというものを指導されたかどうか。そう
いう行政指導を政府がしたかどうかについてお伺
いたします。

○前田説明員 漁業者の漁業被害に対しまして問題
につきましては、国としても県といたしまして
も、やはり早急に調査を前提にして被害額を算出
するのがいまままでの通例でございます。したが
いまして、早急に調査をやることによつて、漁業者
が被害を受けた正確な額というものはそこから出
てくるわけでございますが、先生いま御指摘のよ
うに、あす食う米もないという状態下におります
場合には、その数字が確定いたしますまではやは
り何らかの措置をとらなければならぬというこ
とで、県漁連をはじめといたしまして漁業者の団体
が県の中にいられていろいろ相談した結果、その企
業に対して話し合いを申し入れた。なかなか企業
がいい返事をしなかつた。そういう場合に団体交
渉の拳に出たというふうな事例があるわけでござ
いますけれども、そういう意味で国といたしまし
ては早急に調査をいたしまして、PCBの際にい

わゆる汚染区域というものを明確にすることに
よつて、それから見ても漁業者がごね得たとい
うようなことではなくて、やはり正確な根拠に基づ
いた被害額というものを示して交渉することがよ
り妥当だと存じまして、県をそのように私どもは
いまままで指導してきたわけでございます。

○馬場委員 あなたはまさに非常に問題なことば
を言われたのです。いまの交渉とか、あるいは将
来の交渉もごね得ということばは何ですか。損
こそすれ得をすることはいいですよ。漁業者とい
うのは魚をとつて生きるのが生きがいですよ。そ
れがとれなくなつた、売れなくなつた。そういう
ときにごね得をするような要求をする漁民はい
ないですよ。関連企業者はいないですよ。ごね得
は何ですか。これについてはどんな要求をして
も、もうけるような要求はできませんよ。金
を取つたにしても損しますよ。それをごね得の要求
があるからと言つて、正確な資料があるのです
か、いまの政府の態度というものはもつてのほ
かだと思つております。いまのを訂正しなさい。

○前田説明員 ただいまの私の発言でごね得とい
うような誤解を生むような発言をいたしましたこ
とを取り消させていただきます。申しわけござ
いません。

○馬場委員 政府の姿勢というものが、非常に調
査調査ということばかりなんです。漁民のある
いは国民の気持ちというのは、調査もよからう
同情してもらつてもよからう、しかし一日も早
く金を出してくれということなんです。そうい
うことを十分理解してもらわなければ困ると思
うのです。

そこでいまひとつ問題になりましたが、簡明に
言いますと、調査というのは、調査だけではなく
て、きちんとした数字を具体的に握つて、そうし
て具体的な行動に移すということが大切です。そ
うしてまたいま漁業交渉をやっておりますけれど
も、汚染源ははつきりしないという問題ござい
ます。これは私も何回か聞きました。環境調査を
やる、健康調査をやる、そうして汚染源をきめる

のだ、こういう政府の態度は、政府見解を出すと言われることは知っております。しかし、それはいつまでに汚染源がはっきりするのか、何月の何日くらいまでは汚染源をはっきりします。これはたとえば明海だけでもけっこうです。何日までに汚染源がはっきりできるのか、それからさらに私どもの主張としては、もう有害物質を排出したという事は事実です。福岡県知事も、熊本県知事も、日本合成あるいは三井東圧が原因者だという事は一〇〇%そうだといいことを言っている。にもかかわらず、政府はまだ言わないという状況もございます。私は調査の前に健康調査、環境調査の前に有害物質を出していったという、過去、現在そういうことがあれば、おまえのところ原因者だということを直ちに政府は言うべきだと思うのです。

二つの質問です。有害物質を流しておったのは、日本合成もわかっております。三井東圧もわかっております。わかっておれば、いま直ちに君のところ汚染源だと政府は言うべきだということについての見解と、調査調査と言っておられますが、調査をした場合にいつ汚染源がはっきりするのか、この二つについて申し上げます。

○田中(芳)政府委員 汚染源の究明につきましては、通産省といえども、現在、その過去におきます排出状況等につきまして調査中でございます。御指摘の地域につきまして、私どもとしては、環境庁の環境調査も急いでやる、こういうことでございまして、あらゆるデータを公表いたしまして、できる限り早くこの究明をいたしてまいりたい、このように考えております。

○馬場委員 質問したついでにもう一つ、できるだけ急いでやる。具体的に言ってくたさい。いまこういふことを何月何日にやっ、あるいは何日間それがかわつて、それをこういふうぐあいに集めて、それでその検討はどれくらいかわつて、大体この日くらいまでは汚染源がはっきりします、現在何、何をこうやっている、それをいつやっている、それがわかつたらいつ発表するのだ、そういう具体的な経過、さらにその後の展望、それをはっきりしてください。抽象的な答えではわかりません。

○田中(芳)政府委員 当委員会の御質問にお答えをいたしておりますように、通産省といたしましては、有明地区につきましては六月中旬に現地調査を完了し、七月中にこれをまとめたと思っております。このデータを環境庁に提出いたしました。環境調査とあわせて汚染源を明らかにしてまいりたい、このように考えております。

○船後政府委員 現在、調査といたしましては、ただいま通産省から申し上げましたように、水銀関連工業につきましてその水銀の使用状況、あるいは物質収支の状況等につきましての点検を急いでおります。

他方、環境調査につきましては、全国的な規模で行なう予定でございますが、このほうは全国的規模でございますので、すべての結論を得ますのにはかなりの時日を要するだらうと思っております。したがって、とりあえず現に現地で魚介類の水銀汚染をめぐりまして問題が生じております地域、八代、有明、徳山等でございますが、こういう地域、九水域を選びまして、これにつきまして最も優先的に取り上げて、おそくともこれらの九つの水域すべてにつきましては、九月末を目途に調査を完了して結論を出したい。もちろんこれはおそくともでございますので、水域の状況によりましてはかなり検体数も少なく、それよりも早く調査が完了し得る場合には、当然調査の完了と同時に結論を出したい、かように考えております。

○馬場委員 そうしますと、先ほどのやつは七月中に片方は終わる。環境庁のほうは九月末までという話がありました。急ぐという話もありましたが、たとえば有明について言うならば、やはり

これは大臣とも話をしましたときに、ここだけでも急ぐのだという回答がござっております。私も申し上げる時間があるませんが、少なくとも有明海につきましては汚染源の指定というものは八月中旬には間に合うのだ、こういううぐあいに考えていいですか、先ほどの答弁のほうの答弁を見てですね。それからもう一つは、こういう調査をせぬで、私は、有害物質を流しておったところは調査をするまでもなく指定をしない。熊本県知事も、福岡県知事も一〇〇%汚染源だと言っておるのです。そういう状況もあるのに、まだまだ調査だといって引き延ばしておるということ、ただちにやる気はないかということ、あなたの方のペースで行っても八月には汚染源ははっきりするな、こういううぐあいに私は聞きませんでしたけれども、その把握していいですか。

○船後政府委員 先ほど御説明いたしましたのは、全国的な規模の環境調査の結論を得るためにはかなりの時日を要すると思っております。年内、あるいは場合によりましては来年にずれ込むかもしれない。したがって、現在特に地元で問題の生じておる地域を選んでこれを急ぐという趣旨でございます。これはおそくとも九月末を目途に結論を出したいと考えております。

なお、その中で有明は特に水域が広範でございますので、おそくとも一番時日を要する部類のほうに入るのではありませんか。その調査の検体数から考えますと、有明海一水域で他の七、八水域分ぐらゐの検体数を調査しなければなりません。したがって、有明について八月中旬に結論を得るといふ見通しはきわめて困難であらうと思っております。

ただ、この環境調査と工場側の排出状況の調査とあわせて、各水域の水銀汚染の状況を明らかにし、その汚染の原因は何であつたかということについての結論を得るのは、このような時日を要するのであります。しかし通産省のほうで現在急いでおられます工場の総点検の結果、それぞれの工場につきましての水銀の排出状況というものは、もう少し早く把握できるのではないかと、か

ように考えております。

○馬場委員 通産省は六月中旬に終わって七月中にまとめて出すと言っておる。環境庁のほうは九月末くらいかかるのではないかと言っている。環境庁のほうがおそいじゃないか。そうすると両方あわせて判定するといふのだつたら、いまの答弁を聞きますと、汚染源の指定というものは、少なくとも九月以降にずれ込む、こういうような状況になつておるのです。こういうことでは話にならないと私は思うのです。熊本県知事、福岡県知事が、あの二つの工場が汚染源だと県議会でも表明しております。言っております。これについては通産省なりあるいは環境庁はどうか理解しておるのですか。早まったことをしたと言っておるのですか。不正確なことを言っておると思っておるのですか、正しいと思われませんか。

○三木国務大臣 この汚染源の究明は補償問題と結びつくから、われわれとしてもこの究明というもののは早い期間にやりたいと考えておるわけでございます。ただ、政府の見解として述べるわけですから、これに対してちゃんとしたデータといひますか、調査の結果に基づいていたしたいので、用心深く九月末と言っておるのですが、それより前においても政府の見解を述べる、いろいろなデータを通じて政府の見解を述べていい時期が来たならば、それよりもできるだけ早めたいと考えております。

○馬場委員 一つは質問に答えてないのですがね。調査する前に、生業被害漁業被害というものがあつた、その地域に有害物質を過去に、現在も、流した工場がある。そうしたら、もう直ちにそこをやはり原因者としての補償義務を負わせる、調査の前に負わせていいのじゃないかと思つておる。それから熊本県知事、福岡県知事は言っておるのですから、これに対してはどうなんですか。

○三木国務大臣 熊本県知事がそういうことを言っておるとすれば、有明海の場合は常識的に見れば原因者というものはわかるわけですから、そういうことでの発言があつたのだと思つてますが、し

かしやはり政府が見解を述べる以上は、これは相
当な補償も伴うわけですから、ちゃんとしたデー
タを通じて政府の見解を述べたほうが適当だと思
います。その間漁民などに対しては政府もつな
ぎ資金を出してあります。その利子というもの
に対して三分の金利をつけてありますが、最終的
には漁民に負担させない考えでございす。ああ
いうような状態におつてなおかつ金利を払うとい
うことは、漁民の感覚にも一致しないでしょう
から、それは原因者に元利とも負担させますから、
実際問題としては漁民の負担にならないような
な資金の支出もいたしまして、そんなに何年も
でないわけですから、しかも環境調査はおそく
も九月末といつておるのであります。それを早め
ると、こう言つておるのでありますから、そう長期
にわたるわけでもないわけですから、漁民に対して非常
に迷惑はかけるけれども、たいへんな長期にわ
たつてということにはなりませんので、今後の問
題もありますから、政府が見解を述べるときはで
きるだけちゃんとしたデータによりたい、こうい
うことを考えておるわけでございます。

○馬場委員 非常に用心深くやっていると話
ですけれども、第一水俣病が起きたときに非常に
やはり用心深過ぎて何にも行なわれなかつた。
どこに用心深いのかという企業に用心してお
る。住民サイドではないという経験を持つてお
ります。だからこんなに用心深くやられるというこ
とは、やはり企業に用心するのであって、そして
被害者の立場をある程度ないがしろにしている。
そういう政治姿勢に受けとられてなりません。そ
ういう意味におきまして一日も早くやつてもら
いたいということを、あまり長く議論すると時間が
ございませぬので、要望しておきます。

○三木国務大臣 その点は誤解のないように願
いたいと思うのは、企業サイドに立つておるとい
うわけでもないです。政府の見解に対してはやはり
ちゃんとしたデータの上に立つて見解を述べるこ
とが適当だということで、その間たとえば漁民あ
るいはまた水俣病のような症状を呈する患者に対

する健康調査とか、そういうことに對しても、
患者側のサイドに立つてできる限りのことは私は
いたすつもりでございます。多少の時間がか
かるということとは企業側に立つてということでは
ありません。最終的には企業に対して全責任を負
わすわけですから、そういうことの誤解のないよ
うに願ひたいのでございす。

○馬場委員 私は第一水俣病が起きたときに通産
省なり厚生省が企業の側に立つて隠蔽しようとし
た経緯を知っている。そういうことが起こらない
ようにということをお念を押して言つておきます。
次に漁民に対する補償の問題、つなぎ融資の問
題ですけれども、二百五十億、三分、一年据え置
き、四年償還というのを二十二日閣議で決定され
たということをお聞きしております。漁民に対しては
これだけでございますか。ほかにはどこからか融
資をするとか、つなぎ資金を出すとかいうような
ことはありませんか。いまの対策はこれだけです
か。

○増瀧説明員 お答えいたします。

つなぎ融資はいまお話しでございますように二十
二日にきまりまして、早急に県のほうに通達をい
たしまして、こちらのほうに資金需要等をあげて
くるようにいま通達しておるところでございます。

そのほかの融資といたしましては、すでにこと
し、四十八年度から新たに開けましたが、農林漁
業金融公庫から、五分でございますが漁業経営安
定資金という制度が設けられております。これは
すでに通達が済んでございす。そういうことで
ございす。

○馬場委員 つなぎ資金の二百五十億という計算
の基礎を、どうして二百五十億のワケにしたの
か、この計算の基礎をひとつ聞きたい。

いま一つは関連企業に対する融資ですね。これ
は三木さんの推進本部等でもあるいは閣議等でも
議論になったということは知っております。関連
企業に対する融資はどうなつておるのか。いつこ
る結論を出して、一世帯当たりどのくらいの額に

なるのか、トータルどれくらいになるのか、それ
をいつきめるのか、この二つについて答えてくだ
さい。

○河野説明員 漁業関連中小商工業者に対するつ
なぎ融資の問題でございますが、むしろ中小企業
庁のほうからお答えするのが一番いいかと思いま
すが、漁業関連の中小商工業者に対しては融資の
問題につきましては、現在私ども関係省庁と実
鋭意検討いたしております。これにつきましては
やはり実情に応じまして、私ども現在漁業者に準
じた特別融資の措置が必要であらうということ
その方向で検討いたしております。一兩日中に
も結論を得たい、かように考えております。

○馬場委員 漁業者に対して二百五十億円のワケ
があるのですが、この計算根拠というのが明らか
にされませんでした。私は当初質問をいたしまし
たときに、五万人の休業者が出たというような事
態もあったのですが、二百五十億というワケが出
ております。非常に少ないと思ひます。いま関連
企業、鮮魚商とかあるいは市場とか仲買人だ
とかそういう人については漁民に準じて行なうと
いうことですから、たぶん三分だということだと
思ひますが、これはやはり一世帯当たり非常によ
けい金が必要わけですから、だからほんとうに少な
いワケでは話にならないと思ひますから、一兩日中
に出すということですから相当大きな資金を用意
していただきたい。

私はさらに時間があれば質問したかったのです
が、四十六年のドル・ショックですが、ああいう
ときには相当な額がそれに対する対策費として国
からいろいろ援助されておるのです。それ以上の
全く零細な、あすにも食うにも困るというような
人たちが日本全国にいるのですから、あのドル・
ショックのときの対策の何十倍、何百倍というよ
うな真剣さをもってこれに対して対処しなければ
いけない、私はこういううぐあいに思つておりま
す。だから漁民に対するワケの拡大だとさらに
はそのほかの方法、さらに関係企業に對しまして
も一兩日中に出すというならば、そういう意味に

おきましては抜本的な飛躍的な、そういう人たちが
が安心するような額をぜひ出して、決して焼け石
に水にならないようにしていただきたいというこ
とをお願いしたいと思ひます。

いろいろまだあったのですが、時間がありません
ので、最後に一つ患者サイドの問題を申し上げ
ます。

現在熊本県だけを例にとつてみましても、申請
したいという人が数千名おるのです。そこで申請
した人が千名以上実定を受けずにおります。
こういう中で、やはり熊本県の審査会の能力をも
う越しておると私は思ひます。だから、国が少
なくともこういう審査あるいは認定に乗り出す必
要があるだろう、こういううぐあいに思ひます。

具体的に御質問いたしますけれども、審査手続
が非常にめんどりで、医者の診断書が要るので
す。それを医者が書いてくれない。これは、長官
も行かれて十分知つておられると思ひます。医
者は書くと言つておられますけれども、実際問題とし
て書かないのです。申請したならば精密検査が行
なわれるのです。どうせ精密検査をするんだつた
ら、申請手続から医者の診断書を省くということ
に踏み切つてもらいたいということが一つ。
それから、熊本県で千名以上も、申請をして認
定を受けない。非常におくれておる。何年か
かかるのです。こういうものを一日も早く認定し
なければならぬ。そうした認定のスピードアッ
プについてどう考えておられるのか、具体的にど
ういう対策をとられるのか。

この二つについて質問いたします。
○三木国務大臣 先般も私、熊本に参りましたと
きに、検診の速度を速めなければならぬというこ
とで、知事ともいろいろ相談をして、そして、国
のほうとしても医師団などで協力をしたいと思つ
ているのです。そういうことで、国としても診断
の速度を速めるという点でできるだけ今後協力を
したい。厚生省もすると申しておるわけござい
ます。
それから、申請の場合には、馬場議員も御承知

のように、検診センターというものを水俣市につくったわけですね。診断書を書く場合にこの検診センターを大いに利用してもらいたい。あそこへ行けば、総合的にいろいろ診断できるような施設もあるわけですから。そういうことで、いままでのような、地方の医師団が診断書を書くのに非常に手間がかかって困るという状態をできるだけ緩和したいと思っております。それはどうしてかという点で、患者の診断書を書く場合には、内科なら内科だけというものでないから、外科なら外科だけというものでないから、検査センターというものをできるだけ活用できるように持つていって、診断書を書くことをいとなむように、医者の手数をできるだけ省きたいと考えております。

○馬場委員 長官の前向きな姿勢はわかるのですけれども、具体的な方策が出てこないのです。水俣病なんかになるのは苦しみです。だから、おれもおれもなると申請はしません。医者の診断書なんか省いてしまったらいい、申請したらどうせ精密検査が行なわれるのですから。しかも、検診センターをつくらなくても、開業医なんかはそこに行くのもたいへんだ。だから、申請は自由にしておいて——自由にしてあげれば、将来おれもおれもと申請を出すんじゃないかとやうにけれども、そういうことはありません。ほんとうに水俣病になるのは苦痛ですから、だれでもなりたくないのです。心配だから出すのですから、診断書を省いていただきたい。これは行政指導でできると思うのです。

もう一つは、実際に千名以上、熊本県の審査会に実はたまっているのです。これをどう解消するか。いま千名以上おる人には、あなたはいつごろになったら認定できますよということをお知らせしなければならぬ。だから、この千名おるのを国が引き取って、分散しながらどうするか、そういう具体的な対策を出さなければいけないと思うのです。不知火海だけでも一万名くらい出るんじゃないか、有明海だったら二万名くらい出るんじゃないか、こういう推定さえもある

のです。そういうものに対して、いまのような審査の方法では、これはもう申請しておいて死んでしまふという状況も起こります。

ちょうど時間が参りましたので、これは要望として申し上げておきます。ぜひひとつ十分御検討いただきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○佐野委員長 津川武一君。

○津川委員 三木長官、私の間、長官が現地を見られるちょっと前に現地を見まして、そこに、対策をも含めながら報告を兼ねた小さな所見を書いておきましたので、じっくり読んでいただいて参考にしていただければと思ひますが、きょうはその中から若干の問題をとらえてみたいと思ひます。

一つは人権の問題です。私たち四、五日歩いてみましたが、若い娘さんがいるうちでは水俣病のことがタブーなんです。そこで医者さんにも見せない、もちろん申請もしない、こういう状態があるわけですね。それから、実際にぶつかったのは、高等学校の野球の選手のうちのおとうさんが水俣病の認定申請をした。そのためにむすこさんが学校に行かない。そのうちに水俣病が出ると、これからの進学と就職に影響してくるわけですね。そこで、そのおとうさんの認定が保留になったら、その高等学校の学生が万歳して喜んだ、こういう状況が出ておるわけですね。それから、娘さんが水俣病になって認定申請をした。そのおとうさんは漁業協同組合の有力幹部で、どんなことがあってもトップで当選している人なんです。それが次の選挙で落ちた。このうちは水俣病でたいへんなことになっておるわけですね。ここでは非常に大きな人権の問題、差別の問題、将来に対する不安の問題があるわけですね。そこで、個々の例を扱うためには、その人の人権を十分に考えていかなければならぬ。国政がこれから水俣病を扱う場合の配慮の第一義的な点はそこにあるんじゃないか。これが一つです。

二つ目には、年ごろの娘さんが水俣病であつても、胎児性水俣病の認定申請もしないし、水俣病としての治療もしない。この子はぐんぐん症状が進んで取り返しつかない状態になってしまふ。したがって、どんなにしても、ひがみを突破してでもこの子に国政を当てていかなければならぬ。こういう配慮が必要になってまいります。

第三番目の問題は、漁業協同組合の理事が自分のうちから出たものを申請すると、その地域の漁が売れなくなるから、そこで落選という状態が起きてくるわけですね。仕事ができない。したがって、これを突破するためには、その将来になっておる重荷というものを全力をあげて解決する体制、水俣病だといって申請しても被害が起きないような状態をつくっていかねばならぬ。

私はハンセン氏病の人たちの苦悩をいやというほど扱つてもきたし、知つてもきました。また広島県の原爆被害者の差別された状態も見てきました。かつては結核患者がその十字架を背負つたし、いまはお腹負つておるのは精神病院を退院した人たち、この人権を尊重していく点でのお考え、それから、この差別、ひがみ、不利をどう解決していくかという点、また、実際に損害がないようにどう国政を運営すべきかという点、この三つに対してお気持ちなり施策なり決意なりをまず表明していただきたいと思うのです。

○三木国務大臣 水俣病に対する世間の認識というものは非常に深まってきた、伝染病などではない。昔は伝染病だということで、御指摘のようなことがあつたんですけれども、これは原因というものが非常に明らかになってきております。そういうことで、せっかく政府としてもいろいろな検診制度などもしておるわけですから、それが水俣病患者が隠れて治療の機会を失うということはいへんにわれわれとしても不本意なことではございません。水俣病というものの症状があればみんながやっばり隠さないで診断を受けるし、また地域社会の人もそのことが、みんなが同情しこそすれ何もそれを排斥する理由にならぬですから、そういう点では地域社会のそういう面はだんだんと

なくなつてきておると私は思ひますけれども、御指摘のようなことがあるならば、これはやはりわれわれとしても啓蒙する必要があると思ひます。

○津川委員 長官、伝染病とか、そんなまやましい考え方はないのです。現実には胎児性の水俣病が出ているときに、十九歳の娘さんがおると、このところ医療に行かない面が出てくる。この点の一つ。なぜかという点、胎児性の者がここにあるとすれば、この娘さんも結婚した後に水俣病にかかるんじゃないか、こういうことなんです。したがって、水俣病にかつた人、かかる心配のある人の全運命というものをここで背負つていくという考え方がなければ、伝染病なんというまやましい考え方で、世間にそういう誤解があれば、その認識に対して私はふしぎに思ふ。必ずここは人権の問題、徹底的な啓蒙の問題。出た場合に国が責任を負うから皆さんが必要な社会的行動に出なさい、こういう保証がなければ私は水俣病の問題が引つ込んでしまふ。もう一回、長官のお気持ち……

○三木国務大臣 しばしば言つておるやうに、水俣病というふうな認定を受ければこれに対して補償の責任は原因者に与へる。政府はまたいろいろな治療とかあるいは研究とかリハビリテーションとか、そういうものの社会復帰に対してもできるだけのことをしようということをお知らせしておるわけでございます。したがって、強制的にみな検診というふうなことはまた新たな問題も起こつてくるわけですから、どうかわれわれの意のあるところを皆さんの側においても——政府としてもやはりそういう決心でおるから、何も包み隠さないうちで、この際この問題を表に出して解決しようじゃないかというところにみんなも協力してもらいたいと思ひます。人権の問題、こう言つても、やはり本人がひとつそういうふうな考えないで、むしろ隠れた形で治療の機会なども失うことこそ人権というものが侵されるわけですからね。表面に出て、これに対する一つの責任という

ものを追及するほうがずっとやはり人権が生かされるわけですから、どうかそういう患者に現地で
お会いになったときには、その趣旨をやはり皆さん
の側でも説明をして表に出してもらいたい。随
れた場合というのはかえって人権がなかなか守ら
れないんじゃないかということで、先般もこの委
員会で水俣病という名前を変えたらどうか、こ
ういうことがありましたけれども、やはり学問的な
ことばでありますから、名前を変えたらどうかとい
つて解決する問題でもありません。だから、今後は
やはりそういう水俣病が再び発生するような原因
をつくらないようにする。いま現に被害を受けて
おる人たちに對してはできるだけ、いまの時代
で医学にも限界がありますけれども、最大限度に
そういう人たちの、患者の苦痛を軽減するための
努力をするということでこの問題の処置をしてい
くことが人権を守る道だとわれわれは考えて、努
力をいたしておる次第でございます。

○津川委員 長官の気持ち、聞いていて正直なと
ころじつ々しいのです。これは質問の最後にもう
一回問題を掘ってみたいと思ひます。

そこで、水俣病のいま出た検査——把握です
か、これはあらゆる犠牲を払っても急がなければ
ならない。全的に把握する。したがって把握する
体制をつくらなければならぬ。差別みたいなもの
を持つとやはり把握できない。この点では、水俣
のお医者さんは水俣病を扱うことがいやなん
です。なぜいやだかという、水俣地方における
チソの力というのはものすごく強い。町をどう
にでもできる体制がある。したがって、かなりお
医者さんもやりづらい。さっきの質問者からも出
していただきました。お医者さんは、何人か
会ってみたいが、いやだと言っています。そこ
で、どうしても早い時期に全貌を握っておかなけ
ればならない。なぜかという、森永砒素ミルク
です。あれはど砒素だということがわかっていな
がら十四年、十七年はずっとおいていたため
に、取り返しのつかない状態まで症状が進行し
た。いま水俣病は非常に軽い人がある。重症であ

す死ぬ人もある。水銀を食べたために早く出た人
もある。なかなか時間がかかっている人もある。
そういう点で、これらをすべて把握してそれに対
して必要な処置を施す、こういうことが必要な
です。長官が繰り返し検査をすると言っている。
だが、この検査をじましているものはさっきの
差別的感情、水俣市におけるチソの力の強いこ
と、こういうことが非常にある。そこでいまはし
なくも出た検査センター、私も行ってみたい
よ。これはできません。なぜできないかとい
うと、お医者さんが足りない。水俣の市立病院の胎
児性を扱っている小児科の先生、二人、一人半、
一生懸命やっておって、外来で来る、入院してく
る普通の患者さんで手一ぱい。非常に熱心な人
です。胎児性水俣病に對して非常に高い愛情と識見
を持っている人ですが、どうにもなりません。こ
このところについて非常に問題があるわけです。実
際が一番よく見ているのは開業医の先生です。手
がしびれてくる、少しこいらがだめだ、そうする
と、これは水俣センターに行きません。一番最初
行くところは開業医です。その開業医の先生が、
水俣病に對するチソの実際のその地域における
力の強さというものは、いままでの開業医は、私
も医者ですが、われわれはどちらかというと支配
層、上層部に近い、したがってこれが意識の中
にあったり、なかなかめんどろだ。しかも何が水俣病
であるかということがわからない。したがって、こ
ういう症状を持つておれば水俣病だということが、
医者の中に知識が、経験があればこゝで非常に問
題が片づく。鹿児島大学の井形という教授は項目
をすつとあげて、これこれのものがあれば水俣病
だと言っている。そこで、第一線のお医者さん
ちに対する非難はこゝではないけな。どうした
らば第一線のお医者さんたちを検査に出せるか
という、こゝでまた官庁から来たというところで
行くと、こゝでまた官庁から来たというところで
実際のことが出なくなる。そこで必要なのは保健婦
です。私はあの現地でお医者さんたちや専門家と
話してみたら、こゝにも書いてありますけれど

も、水俣では五十人の保健婦が要る。そうすれば
把握ができる。行政が上から行ったらとか、届け
てほしいと長官はいま言っているけれども、これ
では片づかない。したがって、端的に伺います。
いますぐできるだけたくさんの人を、疑いを持っ
ている人を検査すべきだと思ひます。この決意は
あると思ひます。繰り返し返さなくてもいい。繰り返し返
して返事をしたいだけでもよろしいけれども、
そのための体制をしくということ。その体制をし
くために一番有力なのは、お医者さんもあること
ながら、保健婦だということ。そこで長官、あな
たに差し上げた本のページを読んでいただきま
す。一八ページの二段落、一から十九、そこで患者
さんが症状を自分であげているのですよ、これが
水俣病だといって。それで、関係者の中で進んで
いた人は非常によく覚えていて、開業医の人たち
がそんな中にある。したがって、保健婦をふやす
ことが一つだ。こゝですみやかに英知を集めて、
こゝで水俣の教育をする、そして治療方針を出し
ていく。そうでないと、いま治療方法はなかなか
めんどろなんだ。だから、来られるから、症状を
訴えられるから適当なことをしているのだが、こ
れはむだな骨折りになっている。こういう体制に
ついて、保健婦のこと。それからいままあたちの
言っている治療センター、検査センターでは役に
立たないので、特別な対策を講じなければならな
い。この特別な対策が必要だということ。もう一
つは、開業医を再教育すること。三つ目
には森永の砒素ミルクの場合、厚生省が途中で手
をあげちゃった。阪大の先生方がやったが、これ
は先生方の私的ないわば——大学というのは教育
の場である。研究の場である。したがって、自分
たちの教室に与えられている使命から研究する、
独自の勉強をするのであって、たまたま水俣病と
いうのが出てきたから、学位論文もたくさん出
る。世間の注視を浴びる。やっただけしょう。だが
これは副次でしよう。これは大学に水俣病の研究
を強制するわけにまいりません。必ず熱がさめま
す。現に熊本大学の武内先生の教室も、もうほく

らは水俣病飽きたという。これが大学の一つの本
質です。大学の研究はその研究室の私的な自主的
なものです。国家の仕事で、これはやれませんが
大きな意味からいって、私的な研究が続くことが
国家的な任務ではあります。今後のことでは問
に合いません。したがって、特別に国なり県なり
の行政の面で特別研究班をつくらなければいけ
ないという、こういう四つのことです。保健婦を
から検査センター、人員をふやして、看護婦をふ
やしていく、三つ目には開業医の問題、それから
独自の国が県の研究体制をつくる、この四つのこ
とをお答え願ひます。

○三木国務大臣 前段の検査制度というものは、
私も前に行つてみましたけれども、検査センター
がまだ実際に業務を開始しない。これは、いろ
ろ検査の面でこれを促進するのに役立てることが
必要である。開業医だけでは、いろんな各方面の
診察が必要で。しかし、いまのお話ではなか
か予定どおりに行なわれていないというお話であ
りました。これは何かやはり検査センターの拡充
を考えて、まあ医者の問題というのがあ
る。したがって、検査を促進するようになつては
検討を加えてみたいと思ひます。ただ、水俣病とい
うのは特異な疾患でもあります。だから、だ
れだれでもすぐに水俣病に對しての専門
医にならなければならないわけですから、そこ
にいろいろむずかしい問題があります。い
にいたしましても、健康診断、これがあまり長期
にかかるといふことは、診断を申請している人
ちに不安を与えますから、この促進については、
現状がいとも思ひつけないのです。これ
はくふうを加えます。

それから、研究に對して行政ベースでやれ、こ
ういうお話でありましたが、やはり大学の協力は
得たい。そうでないと、行政ベースといつても、
やはり研究の主体になるものは医学者ですから、
そういう点で、われわれとしてはできるだけそう
いう施設とかあるいは財政的な面とか、そういう
のは行政面でいろいろとやれる余地はありますけ

れども、研究の主体というのはやはり大学の協力を得たいと思ひますので、それは何か自主的に研究するといふような体制が学者の場合には必要でありましよう。それでも水俣病は飽いたと言わな

い、これだけやばい大問題が社会的に未解決のまま残つておるんですから、そういう水俣病にいままで経験を積まれた大学の方々の協力もぜひとも得たい。そういうことで近くわれわれも専門の人たちの委員会をつくつて、水俣病の研究、治療、リハビリテーションのセンターなんかをつくりたいといふ意気があるわけです。そのためにはどうしても大学の協力を得たいわけですから、そういう委員会を近く発足させて、できるだけ理想的なセンターができないか、そういう研究をいたしたいと考えておるわけでございます。

○津川委員　そこで大臣、センターのことももう少しあつて伺います。やはり一番必要なのは保健婦なんです。これは考えていただかなければならぬ。

それから、めんどろだと言ふけれども、内科の問題、神経科のこともある。それから眼科のこともある。ところが、結核では保健所ごとに結核の国の補助を出して治療をする委員会がある。精神科では県単位で鑑定というのがある。これは国のそれぞれの資格を与えられて、委嘱されてこういうことをやっていると。何といつても一番大きく接し得るのは保健婦、その次には開業医、これを抜きにして、国政が特殊のベテランだけを相手にするから、開業医にそつぽを向かれてゐるのが現状なんです。思い切つてこの対策を、開業医を集まるといふて、開業医の中に内科の先生、神経科の先生、眼科の先生、その他で、これ四人で委員会をつくる。いまの開業医はほかでありませ

に、保健婦やそういうものを動員するといふこと、大学の研究室一つや二つではどんなにしてもできません。この点を再度お答え願ひます。

○三木国務大臣　お説のように、保健所、むろん開業医、そういう協力を得なければできないことでもありますから、保健所などに對しては、厚生省もこれを拡充しようといふ方針のもとに、これは新しい年度を待たずして保健所の拡充ということをおあひう問題の地域ではやりたいといふ。そういうことで、われわれとしても保健所あるいは開業医、こういう総がかりの協力を得なければ、こ

ういふ問題はなかなか解決できない、そういう考へております。

○津川委員　極論するならば、あの地方の開業医に政府が一人ずつ保健婦を配置すると全部きまります。私は具体的にこゝまで長官に提言します。これは後刻ゆつくりその気持ちになつたら答へていただいて、こゝで無理に私は答へを迫りませんが、そのところが一番大事な中心課題になつてくる。

その次に、先ほどの馬場委員も話していただきましたけれども、審査を二カ月に一回開いてゐる。一回に五十名、よくて八十名。この二カ月の間に新しく申請してくる人は百人から二百人。だから、いまの馬場委員みたいに、千人たまつちやつてゐる。たまつてもいいよ。認定を申請してゐる間に症状が悪化してゐる。死んでゐる。こういうことをどうするかという点なんです。したがつて認定は岡山の大学から来てますよ。鹿児島大学から来てますよ。そして熊本大学、そして水俣市の立病院のお医者さん、これは二カ月に一ぺんを早めるといふても、大臣、早まりません。それぞれ御事情を持つてゐる人です、大学の先生といふのは、それを水俣病の調査に動員するといふのは無理な話です。そこで端的に、結核の場合のように保健所ごとのお医者さんを審査会に入れて、精神衛生法における鑑定、これは再教育すれば資格は幾らでもやれる。このところにやらなければいけないといふ、この点をひとつもう一回考へて

いただきたいと思ひます。

二番目には、認定を待たずに申請だけで病状が悪化してゐる人、死んでゐる人をほつたらかして置く。開業医の先生のところに行く。認定申請してゐますか、はい、それつきり見てくれませう。なぜかといふと、その人の医療費はあとで別な形で出てくるし、これはお医者さんが悪いのじゃない。そういう現実の形がそこにある。それじゃ認定してゐる人、終わった人、入院できるかといふと、あなたがテレビに出て見られた患者さん、大臣が直接見ていた患者さん、私も、そこに名前を出してあります二二ページ、月の浦の池田弥平さん、テレビで大臣があの家に行つてゐるのを見ていました。あの奥さん、手がふるえておつたでしょう。そしてさしみを待つても思うようにいかない、骨に肉がついちやつて間違えますよ、自分の指を切つて傷つたり、ころんで倒れたりしてゐる。あの人と大臣がテレビに出ていたのを私は見て、ああ、とうとうあそこまで行つてくれたなと私、意を強くして見ていたのです。あの家では娘さんがときどき来て、患者さんの弥平さんのおしりから指で大便をとつてゐるのです。奥さんが買ひものかごを持つてお使いに行つても、神経がいかれてゐるからみんな忘れてきていますわな。こういう人たちは収容しないで行つて、これからは収容所をつくるといつても、建物をつくつてもお医者さんはどうなるか、このところを考へていただかなければならぬ。あなた、本会議や委員会での答弁を聞いてゐると、なほなどと思ふ。しかし、現地に行つてみると、あなたの言つてゐることは何も実行される体制がない。したがつて、これをいまず収容するのどころがあるでしょう。日本の病院の患者の収容定数といふのは大体百ベッドといわれているが、八十八か八十五くらいしか入つてないところがたくさんある。こういう点で、あきベッドをさがすといふ点が具体的に国政の場での行動にならなければならぬ、この点が二つ目です。

だから、審査会をどうするか、審査を早めることとが一つ。収容が二つ目。それからあの池田さんのような家にホームヘルパーを回さなければならぬ。娘さんが自分の指でおやじさんのおしりから大便をとつてゐるわけですね。ホームヘルパーという制度が国にありますよ。そこでホームヘルパーを回すとやはり人とお金の問題が出てくる。このホームヘルパーは比較的早く養成できるのです。私、三つのことを繰り返しますけれども、認定申請の過程を早めること。あの岡山や鹿児島の人たちに研究していただいてゐるこの認定の中に、やはり地元の人々が十分やれるといふ体制をつくつていただかなければならぬ。収容のためにすぐベッドを委託していただかなければならぬ。それまでにホームヘルパー、保健婦——こゝでも保健婦がまた問題になります。この点、三つ所見を伺わせていただきます。

○三木国務大臣　検診制度といふものは研究しております。速度を早めるのに、何かいままでのような方法に加えてどのようにすればもっと検診の速度を早められるかといふことを研究をいたします。

それから結核療養所のあいてゐるところに収容せよといふこと、これはそういう水俣病の治療といふものはなかなか特殊な面もありますから、明水園なども私見しましたけれども、相当ベッドもあいてゐるようですが、私、言つたのは、患者の人たちとその施設を見させて、こういうことになつておるといふことをよく徹底したかといふと、そうではないといふことを言つていました。これはやはり徹底をさせますと、あの施設といふものは、そういう結核のあいたところへ収容といふより、か、ああいう専門の療養所のような形のほうが患者の人たちにも便宜なのではないか。それが、こ

くふうを加えたらよろしい、こういうふうにかえておるわけでございます。

それからホームヘルパー、そういうのがあったら必要なのかもしれません。それは熊本県とも相談してみます。そういう制度があつて、各患者の家庭を回るようなことがあれば、非常に患者の人にも便宜かもしれませんので、これは研究をいたします。

○津川委員 そこで検診体制、やはり岡山や鹿児島から来ていただいている先生は、これは無理なんですよ。したがって、保健所ごとにもしくは県ごとでもいいですよ、検診体制をつくっていくか、精神衛生法みたいな二人の専門医が——これは精神衛生法二十九条でございますね。二人が判を押すと診断ができる。水俣病もそういう体制をつくらなければ、大臣は検診体制を進めると言つても、私は、はい、そうですかといつて引き下がるわけにはいかなうのです。この点。

それから結核療養所——いま結核療養所はほんとうに肢体不自由児の収容所に転換しつつあるのです。それは、肺結核の患者をそこに入れる、それをばくは言つておるのではなくて、そういう体制が日本の現状です。その点を見ていただければいい。あの明水園、あれもひどいです。胎児性の子供さんと、かなりの年配の御老人と一緒に入れている。これは子供の住む環境じゃないですよ。子供にとつてみれば、そういうおとなの生活の中に子供さんを入れておく、この体制もいかぬ。あれはすみやかに小児科として分離しなければならぬと思います。ところが、同じところに小児と老人が一緒でしょう。大臣見られたとおりですよ。

それからあそこにおける看護婦さんは定員六名、現在それが四人、一人が不調、三人で——十九歳から二十三歳の娘さん三人で三交代で夜勤をやっています。一カ月十三日、十九歳から二十三歳までの青春が一カ月に十三日そこで夜勤をするために費やされている。私は、何となく、あそこ

の看護婦さんにありがたいと手を合わせて拝みたい気持ちと、これだけ犠牲にしなければならぬのかという憤りと二つ出ているわけです。この体制を救わなければならぬ。したがって、繰り返し言うけれども、保健婦さんも、看護婦さんも、ホームヘルパーも、一番多くある開業医ということばが私のほうから出てくるわけです。熊本県の都合もあるでしょうけれども、わざわざ岡山や鹿児島からお出ましになってくれることはありがたいけれども、そのかわり二カ月に一回しか審査会をやれない。この体制を、簡略にするとは言いませんけれども、そのほうが密度が濃くなるわけです。大先生よりそこにおける開業医に専門家が育ちつつありますので、この点もう一回答弁願います。

○三木国務大臣 馬場委員からも御質問がありましたが、長期にわたつて申請をしてその診断が下らないというところは、これは患者の人たちに對して親切な道でありません。いろいろお話もありましたけれども、われわれはわれわれとしていろいろな面の意見も参酌をいたしまして速度を早めて、しかもそれはほんざいにするわけにいけません。いまお話をあつたように密度を高めて速度を早めるという方法を検討いたします。

○津川委員 私も国会に出てから医学の勉強が少し粗略になりました。だからいまはやぶ医者になつちやうたんですが、それでもまだ医者なんです。お医者さんでない国務大臣の三木さんをつかまえて専門的に詰めていってほしいかな。しかし私はかなり実行できる提案をここで出しておきます。この提案がいかに悪いかをいま大臣に即答を求めても無理だから、私が今まで提案したことを議事録で見ただけで、それを検討していただいで、その結果を私に返していただきたいと思つたのです。いま私が質問しているほとんど全部はこの中に書いてあるのです。

そこで、検診されて認定申請をしている。その間に症状が進んで、認定申請中に死んでいる人が何人かいることを私も聞かされてきた。これはひどい。そこで、認定申請をしたら、中には患者で

ない人もあるでしょうが、ほとんど大部分はそうなっているから、この時点において医療の補償、生活の補償、援助の保護を加える。こうしなければ、さあ認定がきまつたときには取り返しのつかない状態になっている。認定がきまつたけれどもその前に死んでしまった、こういう状態にあるわけです。この点はいかがでございますか。

○船後政府委員 公害病患者に現行特別措置法による医療手当等の給付を行ないますためには、やはり法律に定めるところに従ひまして認定という行為が必要でございます。認定申請という段階でもって法に定める給付を行なうことはできないわけでございます。

したがって問題、認定申請から認定までの期間をできるだけ詰める。これが大気系の疾病でございますと、幾ら待っても大体一月程度には行政的に処理をいたしておるようでございます。が、水俣病の場合は最近特に認定申請の患者の数がふえてきて、これに對しまして審査能力が追いつかないというところに問題があるわけでございます。私も私どもも現在、どこにネックがあるか——おそらくネックは方々にあるのだらうと思つた。

津川先生御指摘のように、たしか岡山大学は荒木先生、鹿児島は井形先生だつたと思つたが、そういうふうにかつて熊本に勤務されまして、水俣病の専門家であつた方、熊本市では引き続き委員をお願いしているわけでございます。これが二カ月に一ぺん開かれておりますのは、岡山の方をお迎えするから二カ月に一ぺんというのではなくして、実際の検査が月に四、五十名程度で足りるというふうがむしろ真実に近いんじゃないかと思つたのでございます。といひますれば、私も医学は全くしるうとでございますが、実際に内科、眼科あるいは耳鼻科等各科にわたる検査を、これは手抜きするわけにまいりませんけれども、どうすれば早められるか。それはおそらくお医者さんの人手の問題、検査事務の問題あるいはお医

者さん以外の検査技師あるいはその補助員といったところにあるわけでございます。いま熊本県及び水俣市に、どうすれば打つ手があるか、先生の御提案も私も参考をさせていただきます。認定事務が少なくとも毎月毎月たまりつぱなしという状況はすみやかに解消したいということ而努力してござります。

○津川委員 水俣病のそういうかわいそうな犠牲者を國の手であつたかといふと、これは、それは法治國家だから法体系はつくつていただかなければならぬけれども、大臣、いま私があなたに質問していることはそういうことじゃないのです。現実に、申請はしたが治療されないままにほつたらされておる患者さんが一千人もたつておる。これを突破するところにこそ三木さんのお仕事がある。それを局長が答えて、法体系がそうだからということでは事は済まされない。ここで何らかの行動に出なければならぬ。あなたも現地で見られて、あなたの現地の民衆のやりとりをテレビで聞いておりました、この大臣ならだいたいよくうたふと思つた。いまここで局長の答弁を聞いて私いささかあきれたわけですが、大臣いかがですか。すぐ行動を起こさなきゃならぬと思つた。

○三木国務大臣 まあ、いま言われますことを早く解決するためには、認定を早くすること、認定までの期間が長くかかるところに不安があるわけ、認定が出ればこれに対する補償の道というものはいろいろあるわけですからね。だから認定を延ばしておるといういまのような状態では置きますと、それに対する救済措置というものは考えても不徹底なものです。認定を受ければこれに對しての補償、救済の道が講じられておるわけですから、問題の解決は、中途はんばなことよりも認定を早くして、この問題に對して決着をつけることだと思つた。したがつて、しばしば申し上げておるように検診制度というものは、これはいろいろな御意見も参考にしながら検討を加えま

すということをお願いしておるわけでございます。

○津川委員 天下の副総理に口を返すわけじゃないけれども、今度は、P C B、第三水俣病で加害者がはつきりしていれば加害者に責任を負わせるというんでしよう。加害者がはつきりするまでは国が融資するというんでしよう。企業にはこれです、長官。患者に対しては、あなたのことばで言ううと依然として認定されるまでほうっておく、こういうことなんですか。ここはほんとに腹を割ろうじやありませんか。これが一つ。

それから局長の話ですが、認定が間違つて水俣病でない人を水俣病だとすると一生生涯レツテルを張られることになる。これは慎重でなければならぬ。だから既往歴調べます、生活史調べます、どのくらい魚のとれるところに住んでいたか、どのくらい魚を食べていたか、いままでどんな症状があったかというのをかなり詳しく調べる。それがものすごい苦労だということ、これは審査医をされているお医者さん、立津先生や井形先生と話してききました。水俣市立病院の副院長先生、この方も審査医ですが、相談してききました。ところが審査委員会です、それをやっている。だから能力が落ちるのです。私は保健婦を使いなさいというんです。全部の患者さんの既往歴調べてくれています。家庭生活調べておきます。生活史調べておきます。おかあさんの状態、胎性であるか調べておきます。こういうものをお使いなされば、いまのあなたの悩みなどというものは解決されていくわけですね。したがって、こういう形で正しく早くもつとくさんの人を認定できる体制、これはお医者さんでないあなたからいま無理に答弁聞きませんから、これは提案として聞いていただいて後ほど返事をさせていただきますけれども、いま認定を早める、それまでは国の保護の手を伸ばないとあなたの発言は受け取れる。もう一回このところで私はあなたとやり合わなければならぬと思います。

○三木国務大臣 何にもそれまでの間手を伸ばないということではありません。できるだけのことはいたしますけれども、しかしやはり認定をすれば補償の問題も解決するでしよう。認定がないときには、補償問題というのはいくらも解決しない。結局は医療費とか生活上の救済とかそういうものはいろいろやるにしても、どうしても認定というものがはつきりしない以上は徹底を欠くと思うのです。そういうことで、根本の問題は認定を促進することである。それまでの間、国民の生活に対して大局的には責任を大きく負うておるわけですから、できるだけのことをしなければならぬのは当然であります。しかし水俣病患者の場合にはやはり認定を早くすることが一番必要なことであるという事を言っておるので、何もしないでほつたらかしたというふうなことではないわけでございます。

○津川委員 認定を正確に早めることに対して私は幾つかの提案を申し上げましたからこれは検討していただきますが、大臣やはり問題があります。認定を早めることは賛成です、何も反対ありません。認定してから生活の補償も医療の補償もするというのが、人間の生身、病状が進行していくのを、認定を申請した患者の病状が進行していくことを黙って見ているしか能がないとおっしゃるのですか、大臣。このところは何ほ大臣のおことばというでも受け取りがたい。何としてもここは押さなければならぬ立場に私は出ています。

○三木国務大臣 あなたの質問を聞いておると、いかにもほつたらかしてよくというふうな感じが、そういう考えはないのです。現行の医療制度だつて水俣病の申請をしてそして検診を受ける間、その間に對してはいろいろなことがでるでしよう。健康保険の面においても、そしてまた生活上の保護についてもできるわけでありますが、最大のことはするけれども、結局においては水俣病患者の場合はそういう認定の早いということが一番、そうすればいろいろな総合判断をして、本人も自分の病状に対してお医者さんが見て結論が

どうであるかというところは非常に重大な問題ですから、単にいろいろつなぎのことといつても、本人としては病状に對しての総合的な診断の結論が下される前は安心できないでしよう。だから気持ちの上においても不安です。そういうことで、できるだけ検診の速度を速め、その間に對してはそういう人たちが医療とか生活上のことに對して非常に困るようなことのないようにできるだけのことをすると申しておるのであります。しかし、水俣病としての本格的な補償を受けるのはやはり認定することが必要である。それまでのことは医療とか生活上に對してできるだけのめんどうをわれわれが見ようという考え方は変わりはないわけでございます。

○津川委員 私も大臣が現地を見られたからもつと話がかみ合うと思つていましたけれども、水俣病で認定を申請している患者さんは生活保護法で申請していきませんが、普通の基準で断られています。そこで、大臣にもつと端的に提案します。認定を申請して認定を受けたならば、認定を申請された時期にさかのぼつて医療補償、生活補償をやるといふのであれば、そこで医療費は借金もできます。私はこういう形で認定を申請した時期にさかのぼつていろいろな恩恵というものを施していくならば、すべてが解決されていく方法もあるわけですね。この点はいかがでしよう。

○船後政府委員 現在特別措置法の取り扱いといつたしましては、申請と認定との間に時間的なずれがあるわけでございますから、認定されれば申請時にさかのぼつて医療費の支給あるいは医療手当の支給ということをいたしております。なおまた、これは厚生省の所管に属する分でございますが、医療保険あるいは各種の公費医療制度あるいは生活保護制度、これは認定の申請とか認定とかいうことは一切関係はございません。したがって、認定の申請があろうがなからうが、別途社会保障あるいは医療制度の観点から必要ならば、それぞれの制度による保護給付というものは受けられることになっております。

○津川委員 それではちつとも問題解決されないのです。開業医の先生方は何と言っているかというところ、認定を申請してきた。だがその時点で医療費が払われていない。それから認定を申請したときに却下されたり保留されたり、そういう場合がたぐさん出てきているわけですね。したがって、現実ここで診療がストップされている。局長がそういう通達を出してみんなに教えるならいいけれども、現実にはストップしている。この状態を切り開いていかなければならぬ、ここに問題があるわけですね。大臣、それをどうして切り開いていくか。

○三木国務大臣 いかにも何か申請をしたらいろいろな社会保障的な措置がストップされてしまふという御発言ですが、そういうことがあつたら言うてください。私はすぐに改めます。そんなことはありません。申請したら一切の生活保護あるいはまた医療の点も、申請したからといってそれで打ち切るといふことはありません。実例があつたら直ちに改めます。おっしゃってください。

○津川委員 認定申請中に突如死んでいるので、これは後刻二例くらい私は届けます。生活のことはまだいいですよ。着るものや住むところは多少荒れておつてもまだいいですよ。現実には患者が申請をして進行していくこの過程をとめなければならぬ、命だからね。このところは衣食住とは違ふんです。衣食住だつたらがまんせいでいいわればそれはがまんさせますよ。だが病状が進行していくのを阻止する、この点はどうしてもやらなければならぬ。そこは国が何とかしなければならぬ。この点は私は譲れません、大臣いかがでございますか。

○三木国務大臣 私はよくわからないのですがね。そういう実例があれば——申請したということによつてそういうふうないろいろな公的な保護が打ち切られるというところはどうしても考えられないのです。あればおっしゃっていただければ——それはその申請をした間のからだに對していろいろな症状があれば、これはもう医療の公的

な扶助の道もございませうし、実際そういう例があったら、非常に気の毒ですから、私自身でも解決しますよ。また認定があれば申請時にさかのぼって医療費に対しても、あるいは補償も行なわれておるのですから、あなたの言われておることは、どうもわれわれとしてはよくわからない点がある。こういう実例がある、こういう気の毒な実例があるといったら、私自身で解決しますよ。申請したことによっていろいろな生活保護や医療上の一つの給付がそれでストップするということとは信じられないことで、あれば直ちにこれを改めますよ。

○津川委員 そうですか、少し私との食い違いもわかりました。

水俣病にかかる症状が出てきて申請する、そうすると認定まで時間がかかりますね。その間生活費が足りない場合がある。医療費がない。そうすると、これを生活保護を申請するが、その場合水俣病で認定を申請したということはちっとも考慮にならない。この後水俣病で生活が苦しくなっていくことなんかも考慮にならない。そこで現状でばったり、生活保護なんか認定されるから、特別な保護でも特別な差別でもない。この場合、認定申請しているから、生活保護を先のことを見て許すとか、それから医療費の貸し付け制度がある、こういうものをやればいいんだけれども、認定するまで待たされるのですよ。

現実がこうなんです。したがって、お医者さんにかからずに死んでいる事実があるということを示し上げて、時間も来てしまいましたので、これは後刻皆さんの当局と私はゆっくり話して、その結果によって大臣が答弁していただきたい。

最後の質問になりますけれども、テレビに出た月ノ浦の池田弥平さんと奥さんのナツエさん、あのうちを見ていると、だんなさんは寝たきりでしょう、奥さんも何にもできないでしょう、娘さんがときどき来ては世話をしているという状況。これはやはりすぐ年金的な生活補償というものの——あなたのお気持ちはわかると繰り返して表現

していた、これをいつ発動するか。

私が少しせつかなのはそこです。あのうちを見て、生活保護法でやるのか、その加害者の補償でやるのかということ。すべての、新濁にも、第三水俣病にも、水俣の水俣病にも——これからまたPCBで出なければいけないのですが、出るとああいうこと、またたいへんになりますね。こういう点をすみやかにやるべきだ。この点の環境庁の作業体制、スピード、情熱というものを伺いまして、私の質問を終わります。

○三木国務大臣 私も現地を見て、たいへんに気の毒な状態、いままでも、間接的ではあります。テレビとか新聞とかいろいろな記録を読んでも、それはある程度現地の状態というものを私も承知いたしておりましたけれども、現実には患者の人たちに会ってみて、この状態というものは何とかなければならぬという感じが非常に深刻だったので、この問題に対しては、いまになってきては生命も健康も取り返しがつかないけれども、何とかこの段階においてできる最善のことをしたいというのが私の決意です。

そういう点で、いまいろいろお話のあったようなことも——一つ私が承服できぬ点があります。よ。申請したらいろいろなものが全部打ち切られて、いかに政府がそういう人たちに對して薄情なようなお話であった。そんなことはありませぬ。だからそういう例があったらおっしゃってください、私は解決をいたすと申しておるわけでございます。その他のことについては、現段階でできる最大限の患者の苦痛を軽減してあげたいと私が思っていることは、事実でございます。

○津川委員 大臣、そこまで言うなら、認定を申請して、認定がきまらないうちに、何らの医療も受けなくて死んでいったという人間がいるという事実だけは、やはり私はまげることできません。この事実にはやはり立脚して、発病したときに、症状が出た瞬間に、申請するまでもなく、その瞬間に保護の手が伸べられるような形のを大臣に強く要求して、私終わります。

○佐野委員長 吉永治市君。

○吉永委員 私が熊本県の出身ということとで、先ほど二十分ほど前にぜひ質問をするようにという御配慮をいただきましたことを、深く感謝申し上げます。

御承知のように、水俣病発祥の地として、熊本は現在の時点におきましてはたいへん困窮の底にあえいでおります。

ただいまから申し上げますことは、環境庁長官としてではなくして、副総理の三木先生とされてどのようにお考えになっておりますか。まず第一点の問題をお尋ね申し上げます。

熊本県と称します県が産業的には相当に後進性をたどっております。その後進性の熊本に、工場群の最大の雄として君臨をいたしておりましたのが、実は水俣のチッソであったわけでございます。今日は規模をある程度縮小しておりますが、その二番目か三番目に位をする会社が、宇土の日本合成の工場であったわけでございます。この二つの大きな工場がまことにはからずともこのような毒物を流す元凶になってしまったということでは、熊本県民にとりましては、実に青天のへきれき以上のどうしようもない世紀の大きな不安なきこととてございまして。

元来、熊本県民と申しますのは、非常に勤勉で、まじめで、がまん強い県民性を持つておる県民でございます。任務のためには、あるいは責任のためには命をおかすというふうな、あるいは封建的な一面もございすけれども、そうした非常に実直で、温厚で、勤勉なというのが、私は県民性の特性であるというふうに考えてまいったのであります。

副総理は、先般来つぶさにチッソや合成化学の工場をごらんいただきました。今日チッソを中心に展開されております漁業従事者の方々の大きな動揺、それに関連するいろいろな不安な状態というものをみますときに、私は、日本の産業が、あるいは日本のそうした企業、工場というものが

衰弱に向かつておる、これじゃいけないという、何かしら歴史的な大きな転換点に立っておる、またそのように余儀なくされておる、ことばをえて申しますと、そのために県民の、あるいは国民の魂の崩壊の現象を来たしておる、そのような本質的な問題として目に映っておるわけでございます。

このようなことに関しまして、三木先生のお考えをいただきたいと思っております。

○三木国務大臣 吉永さん、いろいろと今日の社会情勢というものを御心配になって、私も非常に心配をしておるものであります。しかし私はさう悲観的には見ていないのであります。それはなぜかといえ、敗戦の直後にあつた荒蕪した中から、とにかく食えるような日本にしなければならぬということとみな一生懸命に働いたわけですから。そういうときに、産業の立地にしても、どういう影響を環境に与えるかということまで先を見通して対策を講じたかというところは、私は責められるものがあると思っております。これはしかし日本ばかりでもないのです。世界的にもそういう傾向があつて、公害問題というものがやはり世界的に取り上げられるようになったのは最近でありますから、ここで私はこういうしわ寄せといいますが、産業の発展というものが日本にこれだけの国民の所得を高め、雇用の機会も与えて非常にプラスの面をもたらしたわけですが、反面においてそういう環境に對しての悪い影響もあつたわけですから、いい点は伸ばして、悪い点、環境の破壊とか公害の発生とか、こういうものに、われわれ日本人が過去に示したようなエネルギーや英知を傾けてやれば、世界の中においても公害防止に對しては日本が一番進んでおるというふうな状態に日本を持っていくことは可能だし、そうしなければならぬ。そういう点でこの問題をわれわれが解決するという能力を日本人は持つておると思えますから、それが解決されれば、だれもいま産業というものを敵視しておるわけではないわけですから、まあ敵視して近代の社会は成り立たないわけ

ですから。ただ公害問題を起こしてあるという一面に對して、この問題はやはり人間の生命や健康に關連をしますから、これは大きな關心を呼ぶことは當然であります。それをもう如何にしないかというふうにあきらめてしまふことは私は賛成できないし、またそれは現実的でもないわけですから、みなこれがからは、企業も、公害の防止といふことを十分に目的を達成しなければ企業の発展はできないんだというに徹して、そして公害の防除といふことに企業が生産に投資するくらいの熱意で、むしろ金額には非常な差がありますけれども、ウェットとしては公害防除に對して産業が今後やはり切つて投資して、社会的な迷惑をけないで、いい面、産業の発展して、日本の経済の面におけるプラスの面を伸ばして、マイナスの面をなくするといふようなことに努力をするならば、ほんとに日本の発展といふものはもう少しバランスのとれた——いままではバランスがとれてなかったことは事実ですよ。このバランスを取り戻さざるを得ないならば、今日、やはりある意味において国民の非常な混乱を起こしておるわけですが、このことが次の日本の第二の発展の出発点になれば、日本の将来の発展といふものはより堅実なものになるのではないかと。いままでの発展の中にはどうもやはりいろいろなアンバランスの面があった。そういう反省の上に立つて、日本はこれからバランスのとれた発展をしていく一つの出发点である、産みの痛みでもあるのだといふことに考えてみる必要があるだし、またそうすれば、今日のこのお互いに受けておる苦しみといふものは、これは次の飛躍の一つの出発の土台になるのではないかと、そういうふうに私は考えておるわけで、日本の前途に對して悲觀的な考え方はしていないものでございます。

○吉永委員 ただいま三木先生のお話では、バランスのとれた公害のない産業を育てていく新しい出発点にしなければならぬと、非常に高度な国策の御指示がございましたが、熊本にしょっちゅう

う帰つてみて感じますことは、どうも公害の問題といふことが、そのように端的に公害を排除し、新しい新生の産業に持つていくんだという新しい息吹きの姿としてとらえられずに、どうもイデオロギーの論争あるいはイデオロギーのそうした面におけるところのいろんな紛争といふものがあつて、ますます根深く、根強くはびこつていくといふような状態でございます。少なくとも公害が起きたといふことは、これは絶対どうしようもない事実でございますし、官民一緒になつて、また働く人たちが一体になつてこの公害の防除と新しい産業立國の方向への門出といふようにとられると非常にありがたいし、また心強いことでございますが、どうももういふことがつて経験をしながら大きな試練の前に立ちまゐると、県民性が、あるいはそういうことに、試練にたえ得なかつた過去もあるかわかりませんが、非常に動揺が激しゅうございます。私はときどき病める国アメリカといふことを思い出しますが、もともとは非常にあつて積極進取の国民性でありましたのが、反戦、反國家とかあるいはイデオロギーの論争とか特に柔弱、情弱な青年層が育つていって、勤勉といふことが失われている。これはいろんな理由もございまして、けれども、アメリカといふものが病んでおる姿がますますと見えぬのでございしますが、日本がこういう道をたどるようなことがあつたらういふんだ。ただいま副総理おっしゃいましたように、ここに大きな転換点と申しますか、ここで一新紀元を画したような大きな新しい文化の、文明の創造のステージになるというふうなそういう心組み、そういう政治、そういう國家の向かう理想といふものがほんとうに今日は一番大事な時期じゃないかと、このように考へておる次第でございます。しかし、先ほど先生の御指示の中で十分、この私の不安の気持ちも非常に消磨されておると思つております。

実は先般でございますが、水俣市に隣接をします津南木という町がございします。それから、津南

木という町に隣接をいたします芦北という町がございします。その町長さんたちが参りまして、水俣の市長さんとも一緒でございますが、さらに潜在患者とおぼしき患者が、おおよそではございますが、水俣に二百五十名くらい、その津南木町に二百名くらい、さらに一つ手前の芦北町に四百名を過ぎると思ふといふことを申し上げておりました。これは水俣病が底知れずにどこまで進展していくかわからないといふ非常に深い危機を覚える次第でございますが、政府としましては、ここでは抜本的な、今度はほんとうに勇氣のある、ほんとにこれを抜本塞源ができるような徹底的な処置がございせんかと、私はこれから先なおさら取り返しのつかないような事態になつていくんじゃないかと思つております。その辺に關しましての御見解を承りたいと思ひます。

○三木國務大臣 私は先ほど申したように、これはいつかは日本が通らなければならぬ試練の時期である。世界的に見ても、どの國でも経済成長といふのは五割を何とかして達成できぬかといつてみな苦心をしておるのに、一〇割をこえる成長が戦後ずっと続いてきたのですからね。このまま日本がアメリカを追い越し、世界を追い越して圧倒的な生産力を持つといふことは、それは許されるわけではない。いつかは日本も試練を受ける時期が来るような方向にあらうことは事実で、そういうことで、まあこれを何か日本が衰弱していくんだととらえないで、伸びる日本が受ける当然の試練の時期である、これをやはり乗り越えなければならぬといふことがやはり必要であつて、吉永さんのような熊本県に影響力を持った方がどうか県民の元氣を鼓舞してください。これを通らなければ日本のいままでの成長といふものは本物にならぬと思ひますね。世界のどこにもないような成長が何の試練も受けずにいつまでも続いていくはずはない。やはりどこかで日本が試練を受ける時期がある。それはやはり日本の発展に

ことですから、この機会に試練の時期だと考へ

て、あなたの言われるように徹底的な処置を講じたいと思つたのです。だから水俣病も、ヘドロなんかの処理に對しても、将来に禍根を残さないようにヘドロも処理するし、水俣病でなしにわれわれが全國の公共水域に對して環境の調査をやるうといふのは、こうしてこの際、将来再び今日の事態を起こさないように、その禍根を根絶から断つておきたいといふことなんです。それから健康の問題についても水俣病について不安があるような人に対してはできるだけ早く検診をやつて、そして健康に對する不安を解消していくことが必要である。こういうときには小細工をしないことが必要ですよ。徹底的に、これは試練を受けたんだといふ考えのもとに思ひ切つた処置を講ずることが必要である、そういうことで困難に立ち向かつていこうと考へておるわけでございます。その間にはいろいろなことがありますが、それはやはり乗り切つていかなければ——やはりいつかは受ける試練でなかつたか、そういう考へでございますから、どうか吉永委員も、あの優秀な熊本縣人、日本の中においてもいままでいろいろな意味において歴史的な役割りを果たした名譽ある県でありますから、元氣を落とさないように鼓舞していただきたいと願ひ次第であります。

○吉永委員 ただいま小細工を弄さず、小細工を排して徹底的な処置を講じて、ほんとにこころは狂瀾を既倒にめぐらさなければならぬといふ仰せられる副総理のおことばに満腔の信頼を寄せざるものでございます。

私は、とかく政府・自民黨の政治に信頼が薄れがちであつたと昨今の状態を見ております。あなたがち政府・自民黨だけでなくして、野黨諸君の立場も含めまして、あまりにも小細工を弄し過ぎる。ほんとに國家の推進力になる、國家の建設に邁進するといふそういう意欲が一体となつて國會を包む、そういうものが出てこなければならぬと思つてまいつたのでございします。ただいまおっしゃいましたように、ほんとに小細工じゃなくて、徹底的な施策をやる。公害といふことに

対しては日本が一つのかつてない試練の段階、試練の時期に立ったわけですが、これを徹底的に既倒にめくらしていただくという事でございまして、私は政治に対する国民の信頼というものが、政治というものはこういうものか、こんなに国民のためのものとしての政治があったのかというその立場を示します。政治の権威を高揚するところの絶好の機会であろうと思っております。ぜひともたゞいま仰せのとおり徹底的な御施策のほどをお願いを申し上げたいと存じておる次第でございます。

先ごろちょっと、被害者というのに対しては国家の恩典と申しますか、補助施設がどのようになつておるかというのを調べてみたわけでございます。被害者に対しては、国家は補助金あるいは負担金、医療手帳とか医療費の支給とかあるいは公害防止事業費負担法に基づくところの被害者に対する救済措置、さらに今度は公害防止事業団を通じての交付金、その防止事業団は都道府県の知事を経て被害者に行くという組織、知事において公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく認定をした上で被害者に対してそのような恩典を及ぼすという事、さらにまた反面には公害に係る無過失責任法によりまして損害賠償というものがおのずからそこに支給されていく、このような仕組みになつておるという事を一応自分で図解してみたのでございまして、この行き方、こういう方式というものが繁文縟礼と申しますか、まことにややこしい。届け出の書類だけでも、数えてみますと八つになります。こういう行き方というものはもつと生きた行政指導、ストレートにできないものか、このように思つておる次第でございますが、いかがなものでございましょう。

○三木国務大臣 今回、健康に対する被害補償制度というものを考へまして、国会に提案しておるわけですが、この制度が活用されてきまらずとややくしくなくなつてくるわけでございます。端的に公害病の患者の人々に対する給付とい

うものが非常に太い線でもっと単純になるわけでございます。いまの場合のように社会保障制度の一環としてやりますと、社会保障制度というものはいろいろな面から積み上げていくものですから、吉永委員の御指摘のように、何か太い線で困つておる人に対してこれを救済したり補償したりするといふ線が非常ににくいんですね、社会保障というものはこまごまあるから。そういうことで公害病に悩んでおる人々をもつと端的に救済しようというのが今度の健康被害者に対するの損害補償制度であります。これを将来はいろいろな生業の面にもこの制度を拡充するあるいは別の制度をつくるか、御指摘のようにもつとわかりやすい単純明瞭な形で公害病患者に対しての救済に当たりたいと思つておる次第でございます。

○吉永委員 昨日でございましたが、水銀またはPCBの汚染による被害漁業者等に対する緊急の融資措置について、第一が「水銀またはPCBの汚染による被害漁業者(漁協を含む)に対し、その生活資金および経営資金につき、緊急の融資を行なうこととする。」「第二、「貸付対象者は、水銀またはPCBの汚染により漁獲または漁獲物の販売が困難になつたことにより、収入が著しく減少し、生活に支障をきたしている者とする。」「第三、「その主要な貸付条件は、(一)貸付金利三・〇パーセント(二)貸付限度五〇万円(五人世帯)(三)償還期限五年以内(うちすえ置期間一年)とする。」「第四が、「融資機関の基準金利八・五パーセントと末端金利三・〇パーセントとの金利差につき地方公共団体が利子補給した場合に、国はその六十五パーセントを補助する。なお、原因者が明確になつたときは、当然原因者負担となる。」「という応急の措置を講じられたわけでございます。

このことで私お尋ねをしたいのでございますが、筆算の場合をとつてみますと、これは筆算の幹部から聞いたわけではございませんが、いろいろな新聞の方々から聞いたような状態であつて、大体三百人ぐらゐりましたときにおそらく筆算の負

担能力というものはもうほとんど限界に達してくるといふような事態を聞いております。もちろん企業の公害に対する負担の責任のあり方ということに關しましては、これは鉄則として貫かれなければならないと思つておりますが、現在環境庁それから通産省でやりになつております全国のいわゆる汚染被害地域の調査の結果というものは、これはある程度の時日を要するかも知れませんが、たいへんなことになるのじやなからうか、このように考へておるわけでございます。漁民等の意向を聞きましても、あるいは漁業組合等の指導者の意向を聞きましても、現実の問題としては、五百円の魚が五十円に売れておられません。三十円とか二十円とか、ほとんど運賃にも満たないような状態で売られておる。そういう状態で金利負担ということは実際上不可能なことでございます。とももじやございせんが、結局これは生活資金に消化されてしまふというのが大体の実情であらうかと思つております。

このような状態を見ます場合に、さらに予見し得ざる将来の大きな被害者が予見される場合におきまして、私はこういうときこそ間髪をいれずに国家の予備費の中から支出するべきではないかという事を考へておるわけでございます。予備費というのは、四十五年に約百億でありましたのが、四十六年はちよつと減りまして九十五億、四十七年は一けた上がりまして千億、四十八年は二千三百億ということになつております。予見し得ざる事態とある程度予見のできる事態がございまして、私はこの予備費の款項の使用許容限度にあると思つております。この予備費の使用ということがこういうときには手つと早くて一番緊急に間に合う、大事な局所にこれが充当できる、そのように考へるわけでございますが、その点についていかが考へてございましょうか。

○三木国務大臣 PPPの原則、これは国際的な原則にもなつておるわけでございます。それはなぜかといへば、公害の対策費を国が出して、そして製品が安くなつてそれが輸出をされるといふこ

とになれば、やはりフェアな競争でないという感じがするわけですから、企業者がそういうものを負担しながら国際的に競争力を持つようにするのが公正な競争ではないかという考え方、この原則は出てきておるわけですね。そういうわけでありまして、補償の問題で予備費の支出ということとは政府の財政的資金ということになるわけですが、お話でございすけれども、この原則は政府はくすす意思はないのです。ただし、健康調査であるとか環境調査であるとか、いろんな応急的な措置、あるいはまた漁業者の場合においても低利の融資というものは——最終的にはやはり加害者が負担することになつておりますが、とりあえずのつなぎ資金というものは政府がいろんな機関を通じて出すわけです。こういうように、行政的にはあらゆることをしたいと思つておるのです。ただし、補償の問題だけは、この原則をくすすし、これは国内においてもけじめがつかせんとし、これは国際的な大きなルールのようなものですから、それを日本がくすすということになれば、日本が公害のダンピングをしておる国であるといふような汚名を受けたいとも限りませんので、補償問題は加害者が負担するという原則はくすさない。しかし、それ以外の行政的な措置をとらなければならぬものは、予備費から支出してできるだけだけの措置を政府がとるといふのが、政府の考え方でございます。

○吉永委員 ただいま副総理から、事業者負担の原則はどきども貫く、これはしごくごもつともなことであらうかと思つております。これは、いろんな意味で日本の企業というものは大きな試練に立つておると私は思つております。しかも、その企業の社会的良心、社会的責務という自覚の上に立つて、骨の髄まで経営理念というものをこころで持たなければならぬ、そういう時期にきておると思つております。別にこれらしめのためというわけでもございせんが、その方式はぜひとも貫いていただきとうございしますが、予見し得る事態と申しますのは、その一企業が企業の全財産を投入いたしま

しても補償ができなくなる事態が私は必ずくるような気がいたします。そのような場合に、政府としましてはどのようなお考えでございましょう。

○三木国務大臣 現在の段階として政府が考えておるのは、全力を尽くして加害者負担の原則を履行してもらう。それは、いま能力が欠けても、将来その事業というものが有望な事業であれば、今日の負債は長期にわたって償還することが可能な場合もございまして、金融機関も動員して、現在の企業があらゆる努力を傾けて原因者負担の原則を貫いてもらいたい、また、そうすることがこれからの企業者の企業経営の一つの態度でもある、こう考えておりますので、いまいろんな仮定を設けて、こういう場合あつた場合ということ、その場合にいろいろ考えておりますというように立派に政府はないわけで、あらゆる努力をして加害者負担の原則というものは貫いてまいりたい、こう願うものでございます。

○吉永委員 最後に一つだけお願いをかねてお伺い申し上げておきます。

熊本県の立場でございまして、宇土の日本合成にいたしまして水俣のチソにいたしまして、その他一、二怪しい工場もございまして、けれども、この工場群というものが操業停止をするあるいは撤収をするというような事態になりますという、これはいわば角をためて牛を殺してしまふというように相なることを私はおそれるものでございまして、それでだに過疎県といたしまして、現在一年間に十七万人余の人が東京や大阪あたりに出かきに出しております。この点、政治の衝に携わります現地の者として非常に苦慮をするところでございまして、熊本にそれだけのまじめな堅実な遊休労働力がある、いままでの工場がわずかにあつた、しかるにもかかわらず十七万人の人がどんだん出かきに出かけていく、それが現況でございまして、できればこのことにこりずに公害のない工場、これは工業再配置法に基づいてつこうでございまして、そういうものはどしどしこの県に誘致しなければならぬ。

それでなかったら、過疎地ということで、ちょうど田中正造先生の足尾銅山における谷中村と申しますか、あの様に流民としてあるいは北海道にあるいはブラジルに行かざるを得ないという仕儀に立ち至る。先ほど副総理から健全で公害のない、ほんとうにいい産業がこれからの大きな活路として出発しなければならぬというおことばがございまして、熊本の場合にはそれが一番必要でございまして、そういう趣旨で現在打ちひしがれております熊本の漁民の方々あるいは農漁村の方々に對して大きく活を入れ、呼び水をやり、大きな希望の炎をかざしてあげるといふ立場から見ますときに、私は公害のない工場をできるだけ堅実にたくさん誘致をするというところが喫緊の必要である、また大きな希望を持たせるあかしになる、このように考えておる次第でございまして、地元の方々としましては精一ぱいの努力をいたし、つづきとも緊急の御援助をいただきますようにお願いを申し上げる次第でございまして。

○三木国務大臣 熊本県の選出代議士として吉永議員が、熊本市の持つておる労働力あるいは県の持つておる経済力、そういう点から一切の公害問題で企業が熊本を引き揚げるようになったらたいへんだという心配は非常によくわかりますが、日本の企業はあの敗戦のどん底からこゝまで、世界と競争しても負けないだけの実力を持つてきたのですから、日本の企業はこの試験に私は耐えないものだとは思わぬのです。必ずやこの試験に耐えてさらに将来の発展をしていくような、いままでよりもずっと堅実な、国民の理解と支持を受けられるような堅実な形で企業は発展していくに違いないと思ひますから、われわれもそういう工場に對しては注意をいたしますが、必ず日本の企業はこの試験を乗り切つるのだと私は信じておるものでございまして。

○吉永委員 厚生省の方にひとつお伺いしておきます。先ほどちょっと触れましたが、魚が全然売れない。

これは一種の恐怖症というか、食べない、売れないというような空気がびまんをしております。これは安全だといふ一つの宣言の基準はお示しになりましたけれども、どうしてこれから市場において、あるいは使用する個人、店におきまして、安全なものだといふ証拠を一般に示されるか、そういう基準なり抱負なり、お考えがあるのかどうか、それを承りとうございまして。

○福田説明員 お答え申し上げます。ただいま先生おっしゃいましたように、ただいまの状態では非常に不安が広がっております。これを早期におさめまして安全な魚が食卓のぼり安心して食べられるという状態を一日も早くわれわれの努力でもたらさなければならぬと思つております。そのためにはまずとりあえず汚染源を早くはつきりさせる、そして黒と白をはつきり分けまして、黒のは早くはつきりしてしまつてそこを浄化する、白のはほとんど流通過程に乗せるということが一番大事だと思ひます。そのために、環境庁のほうでも各省相寄りまして、七月一日から九月末日までの間に環境調査一般を早急に行なうことになっておりますけれども、それと並行いたしまして厚生省としまして生産市場の検査を直ちに実施いたします。そして調査の結果が出る前に少なくとも魚の流通という点に關しましては、その検査の済み次第順次公表していくということでもつて対処してまいりたい。一日も早くそういう不安をなくする努力を懸命にいたしたいと思つております。

○吉永委員 市場に出た魚は安全だと言ふようにするということでございますか。

○福田説明員 そうです。

○吉永委員 終わります。

○佐野委員長 田中寛君。

○田中寛委員 時間がございせんので、三、四点だけ問題を限りまして関係各省にお伺いをいたしたいと思ひます。

その第一は、厚生省が発表せられました二回にわたる魚介類の水銀許容量、いわゆる安全メニューにつきまして、厚生省としては、P・Mとあるいは何ミグラムといったような国民生活に直結しないような数字ではわかりにくからうという趣旨をもちまして、魚何匹一週間これだけ食べてもよろしい、こういう配慮のもとになされたのであります。しかし当初の発表が逆に国民全体の大きな誤解を招いて、そのために九つの汚染されたお水といわれておる水域ばかりでなく、全国的に津々浦々の魚に對しまして一種のいわゆるパニック的な現象を起して、国民の消費生活に非常な不安と動揺を与えたばかりでなく、関係の漁業者あるいは関連の業者等に対しまして、不測の損害を与えたことはまことに遺憾であります。しかも第二回目に訂正の発表がございましたが、これによつて国民あるいは関係業者がこれで安心だといふ感じももちろん一部にはあつたようでありましたけれども、しかし結果的には、こういっただろなわ式の行政に對する国民の不信感というものがかんがね強く残つたような気がいたしまして、厚生省の責任はまことに重大である、かようにいわざるを得ないのであります。そういう意味におきまして、国民の信頼を回復するための対策というものを急遽に講じてもらう必要があるわけでありまして、これに臨む厚生省の基本的な姿勢というが、そういったものをもし何えたらまず最初に伺いたいと思ひます。

○福田説明員 ただいま田中先生おっしゃいましたように、水銀の許容基準ということにつきましては、従来この種の基準は学問的に非常にむずかしい問題もございまして、何ミグラムであるとかあるいは何P・Mであるとかいうような学問的な立場を貫いて、行政がそれをもつて指導するあるいは規制するといふことが基本的な取り扱い方になつていたわけでございまして。今度のいわゆる第三水俣病といわれるものが発生以来、私たちはいわゆる魚に對する恐怖というものがやはり潜在的に国民の間に広まつてゐるというのを身をもつて痛感いたしております。この点今度の基準をつくるにあたりまして、暫定的ではありま

すが、これを一日も早く国民の前にお出しして、安全な魚が安心して食べられるような状態にほんとうに一日も早くしたいというところで作業に従事したわけですが、そのためには何ミリグラムであるとかあるいは何PPMというところでは、国民、消費者の皆さんにも非常にわかりにくい。できたら、こういうものが何匹であるとかあるいはどれくらい食べたらいいかという具体的な数字が目の前に浮かぶような方法でもってしたら一番親切にかかるといいます。私たちが、できるだけそういうような趣旨に沿った基準を發表したいということでお願いしたいわけですが、

先ほど、少し弁解がましくなりますけれども、一日も早くということ、六月一ぱいその基準策定のめどにしていただければと思いますけれども、全国から集まってきたらいいと思います。専門家の先生方、一日も早く結論を得たいと思ひまして、去る二十三日及び二十四日の土曜、日曜日を当てまして、その結論を急いでいただければと思います。先ほど申し上げました趣旨から、週間摂取許容量、それからそれを担保いたしますために、個々のいわゆるPPMというものを、十分の安全率をもつてきめたわけですが、それを發表するに際しまして、先ほどの趣旨から、何PPMを何ミリグラムにする、あるいは何ミリグラムから何匹に換算するという作業も、この早々の間にやったわけですが、そのときに一応前提を置きまして、〇・三PPMというものがメチル水銀濃度の規制値でございますけれども、魚全部が〇・三PPMぎりぎりまでよごれていた場合にどれくらい食べられるか。逆にいいますと、それだけではどういふような魚でも食べられるんだ、それ以上にならば、それ以下の含有量、いわゆる含まれてないという魚ならばもちろんそれ以上に食べられるというふうな意味をもちまして〇・三ぎりぎりまでよごれている場合、たとえばアジにいたしますと十二匹食べられるというふうな考え方であれをつ

くったわけですが、先生おっしゃいますように、それがいかにも十二匹しか食べられないというふうな逆の感じを与えていた、これはおそれる表現のしかた等についても不適切なところがあつたものと思つております。その結果、おっしゃるような事態を回避しますために、われわれはその説明を十分補わなければいけないということ、その後のいふわけの実測値をもちまして、これは四十五年から四十七年にわたります厚生省及び環境庁の調査によります魚の実測値でございますけれども、〇・八PPMというメチル水銀濃度になるわけですが、少なくともいふわけの調査した地点がいくつもあるけれども、そういう地点でございまして、〇・三PPMから見ればかなり低い濃度になっていまして、そういう計算をすれば、〇・三PPMというのを第二回目に追加して説明の補充をしたわけでございます。したがって、基準そのものは緩和もいたしておりましたが、週間摂取許容量及びPPMについては当初のとおりでございます。ただ、そういうふうなことが、私どもの事務的な配慮の不足からそういう事態になってまいりましたことは深く反省をしておりますし、今後すみやかにこの事態を直してまいりたいと思つております。そのために、今後このいうような手引きにつきましても、早急に現在内閣の専門官のほうにもお願いいたしまして、もっとほんとうの趣旨がわかりやすい手引きをつくるというところで準備しておりますし、さらに行政的な措置といたしましては、とにかく市場に出回る魚が規制値を越えないものが出回る、そしてそれがどこのものであるかはつきりわかる、そのために産地市場におきまして厳重な検査をいたしまして、合格したものが出ていくというふうな措置を早急にとりたいと思つております。その準備を各省とも協議いたしまして、直ちに始めたいと思つております。

〇田中(寛)委員 その間の事情はよく聞かしていただきましたが、要するに国民の目から見ると、今回の措置をめぐって厚生省のやり方というのはいかにも周章うばいをしていっているという感を感じますので、今後まだいろいろ事態の発生も予想されることから、いかなる事態に対処してもひとつ權威ある数字を、あとから訂正せぬでもいふようにその準備をぜひ整えてもらいたい。

それから同時に、いまお話しのように、これから産地市場で常時魚の検査体制をして含有水銀の測定をするということをおやりいただくようでありまして、これは結局地方自治団体に相当の負担がかかると思ひます。現にそれぞれの県におきまして、自県産の魚の安全を宣言するために分析などの一斉開始をしておるようでありまして、自分の県の持つておる専門家あるいは機材では分析ができないというふうなことで、特定の専門機関に分析を依頼するというふうな事例も相当出ておるようでありまして、こういう事態になりますと地方自治体の財源といふものをかなり国のほうでめんどろを見てもらわなければならないのじゃないか。昨日ですか、自治省のほうからも交付税で人件費に百四十億ですか事業費に百九十億というふうな何にいたしましたか、これは間違いない数字かどうか。交付税に算入しておるというお話でございますが、おそろしくこの数字は今日のこのいう事態を予想しない措置であろうと推察をいたしますので、全国的にこういう状態になれば当然に地方の財源対策を特別考慮してもらふ必要があると考えておりますが、この点につきましても簡単に結論だけつけようですか、何うことができればありがたいと思ひます。

〇福原説明員 生産市場の常時検査等が行なわれますと、それに要します機械器具の問題あるいは職員の問題等が当然出てくるわけでございます。一、二現在の地方財政計画におきましても公害対策経費といたしましてかなりのものを計上いたしておりますが、もちろんそれによつて十分にまかなわれるとは考えられないわけでございます。

て、厚生省はじめ関係各省の積極的な施策と相まじまして、地方自治体に要します財源につきましても自治省といたしまして十分配慮してまいりたい、このように考えております。

〇田中(寛)委員 私は次にお伺ひしたいのは、いま申し上げたように、厚生省の発表だけが原因だとは言いませんけれども、今回のこういう一連の騒ぎによりまして汚染されておらない水域の魚介類が市場で汚染水域の魚介類と同一視されて、そのために価格が非常に値下がりをする、あるいはそのために荷が動かなくなる、市が立たない、仲買も休むというふうな現象がかなり全国的に起きておるようでありまして、私の県では、もう公害といふことがありますが、これは一種の心配のない魚まで巻き添えを食らつて同じようにそういう被害を受けておる。これは結局汚染水域の魚に原因が工場とか企業とかというわけにはいかぬわけでありまして、ただいま聞かれましたように、県によりましては漁業者が相当騒いで、県に対して特別の対策を強く要求しているというふうな状況にあるようでありまして、これは本来からいへば当然国がめんどろを見るべきものじゃないか、こう思うのでありますが、これについての関係省の御所見なり対策をお伺ひいたします。特に私が聞かされたところによりますと、先般閣議決定をされました水銀だとかPCBの汚染による被害漁業者等に対する融資の緊急措置はとりあえず汚染九水域だけしか適用されないというふうにも仄聞をしたのでありますが、もしそういうことになりましたら、いへん片手落ちである。一種のベニツク現象が起きて、汚染されておるといふなかからかわらず魚の値下がり、荷動きの停止等から起きる一連の被害が全国的に起きておるわけでありまして、当然こういう緊急融資の措置は全国的に適用をさるべきもの、かように考えておりますが、その点も含めましてお答えをいただきたいと思います。

○増満説明員 今回の天災融資法に準じます三分のつなぎ資金、これは先生お話がございましたように、緊急を要します水銀、PCBの汚染魚が生まれた水域あるいはその周辺の水域ということと考えております。その他の地域におきます魚の値下がり等のこともございますが、別途農林漁業金融公庫に沿岸漁業経営安定資金という制度もございまして、十分県のほうとも協議してまいりたい、そういうふうに思っております。

○田中(寛)委員 その点はむしろ、ほんとうに原因がないのに被害だけを受けたということでありまして、いまの一連の騒ぎの中で起きておる被害でありますから、それについて三分の融資、しかもあとで国が一部財源措置をする、この緊急対策の恩恵が受けられないというのはいかにも片手落ちのように思いますが、いかがでしょうか。

○増満説明員 非常に緊急を要するということで激甚災に匹敵するような生活または経営に非常に支障を与えようという対象者につきまして貸していることと考えておりますが、なお実態をよく調査しまして検討したいと思っております。

○田中(寛)委員 緊急を要する点においては全く区別をする理由はないわけですが、現にも休業をしておる、関係県の県庁に漁民が押し寄せておるというふうな状況でありますので、これは緊急性においては変わりはない。同じ騒ぎの中で起きたことであり、しかも政府の不手ぎわ等が大きく影響して被害を受けておる面も相当あるわけでありまして、この点はひとつとくに関係省の間で御相談をいただいて、緊急でないということは全くないわけですから、そういう認識はこの際は正をしていただいて、国としての責任ある対策をとってもらいたい、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○増満説明員 お答えをいたします。
先生の御趣旨を体しまして検討してまいりたいと思っております。

○田中(寛)委員 なおこれに関連して伺っておきたいのですが、水産庁の調査の結果では、大気汚染

度の高い魚は発生源の近くでとれた魚のほうが高いという結果が出ていますというふうなお話でございますが、一部回避魚ですね。どこで汚染をされたかわからない。またカツオとかマグロのような外海産の魚分類、こういったものはいわゆる人為的な汚染に必ずしもよらないわけでありまして、これは今回の騒ぎの中で値下がり被害を受けたいろいろな理由はおるわけでありまして、こういった原因者に対して責任の追及ができないような漁業者の被害に対して、国として今後どのような一体対処されるのか。これは私の個人的な考えですが、いま国のほうで準備をしておられる健康被害の損害補償法の中で、いわゆる非特定疾患に対して考えられておるような構想がこういう場合にも、将来考えられないといけないのではないかと、こういうような感じもするわけでございますが、これはほんの思いつきでございます、いづれにしてもこういう原因者に対して責任の追及のできない、しかしこういう騒ぎの中で相当被害を受けているこういったものに対する対策について御所見を承りたいと思っております。

○前田説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、特に今回の問題に限らず、油の問題にいたしましてまた赤潮の問題にいたしまして、今回のいわゆる重金属等の問題にいたしまして、いろいろ原因不明者によりまして、この漁業被害というのが最近とみに多発している次第でございます。この点につきまして、特に油、赤潮、重金属類ということでは何らか基金的なものをつくって、このいままでも置き寝入りをしている漁業者の救済をはからなければならぬというふうな必要性も十分感じておりますので、現在内部的にまた関係各省ともいろいろ検討中でございます。

○田中(寛)委員 今度は観点を交えて、文部省にちよつと伺いたいと思っております。

きのうの御説明でございましたが、国立大学における公害病の研究医療体制の強化についてのお話いろいろございましたが、そのお話を承って

おりますと、従来あるところの科学研究費ですが、この予算の増額をはかると同時に、その適切な運用によつて対処をしたい。同時にまた国立大学に健康調査などがあるいは検診に協力をさせるというふうなことで当面いきたいというお話がございましたが、これにつきまして、これだけ全国的に大きな問題に公害問題もなつてきておりますし、ことに人間環境の保全という観点から、長期的また国際的に対処していかなければならぬという大きな課題でもありますので、単に従来の科学研究費の増額等の措置ばかりでなしに、大学に、ことに地方の大学、熊本大学なんかも一つの例だと思ひますし、私どもの三重大学なども従来からそういう産業医学研究所などを持つてやっておりますけれども、こういった地方の大学に公害学科といふかあるいは公害学部といふか、名前はいろいろでもいいのでありますが、そういったものをむしろ設置して、公害に関する専門的な人材の養成をはかるといったような前向きな姿勢をひとつこの際打ち出してもらえないものか。少なくとも四十九年度の予算等におきまして、いきなり学科とか学部まではいかぬでも、講座ぐらいの新設をして、地方の大学が真剣にこういう問題に取り組んでおる、そういう体制を強化するというふうなことがお考えいただけたいものかどうか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○手塚説明員 お答え申し上げます。

昨日申し上げましたように、科学研究費ももちろん増額し、その適切な運用もいたしますと同時に、研究面におきましては新しくいろいろ研究施設を設けたり研究所を設けたりして、あるいは既存の研究所、研究施設の部門の拡充をいたしたりいたしまして、こういうふうな問題につきましては特に社会的要請の非常に強い重要な分野として重点的に整備をはかる考えを進めております。

本年度におきまして、そういうふうなことは実際上かなりの数にのぼる拡充をはかつておりますし、またそれから昨日は教育問題は特に申し上げますが、学科等につきましては、四十

八年度に二学科新設しております。そういう意味におきまして、学科等の新設につきましても、こういうふうな環境問題に關しましては積極的に配慮する考えをとおしておりますし、その他環境問題は社会科学ももちろんですが、それ以上に、当面は自然科学関係の、たとえば理学部でございますし、工学部、医学部、薬学部、農学部、ほとんど全部の学部それぞれこういうふうな関連の問題がございまして、しかもそれが総合的に全部にかかり合うような幅の広い問題でございます。そういう人材養成につきましても、いきなり学部といふよりは、ある学科を中心とするとか、ある講座を中心として、こういうような総合的な教育研究体制をできるだけ強化する方向につきましては、できるだけ重点的に配慮したいというふうに考えております。

先生おっしゃいましたような地方大学等で、そういうふうな適切な計画があるもので十分熟したものににつきましては、その教育研究体制の整備をはかることにつきましては、文部省といたしましてはここ数年かなり前向きに対処しておるつもりでございますが、今後ともそういう方向を堅持してまいりたいと思っております。

○田中(寛)委員 時間がございませんで、最後にもう一つだけ。

熊本の水俣病に関連をいたしまして出されておる要望事項について、関係各省から具体的な考え方や対策を昨日またきょうの質問を通じて承ったわけでありまして、補償費とか福祉事業あるいは事務費、こういったものにつきましては環境庁のほうでいま提案準備中の健康被害にかかると被害補償法の中で、一応負担区分をはっきり予定をされております。水俣病の場合かなり特殊な事情が内在しておるようには思われるのでありますが、この負担区分については、いまだ少なくとも健康被害に關する部分につきましては環境庁が提案準備中の法律で考へておる負担区分によつてこの水俣病対策も処理されるのか、あるいはこの水俣病につきましては何か特別に御考慮をいただけるもの

